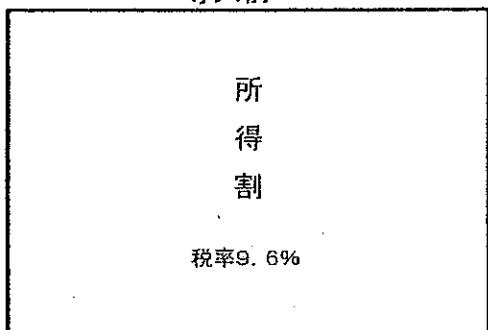


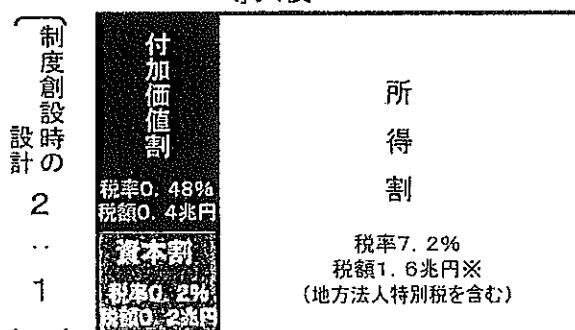
改 正 内 容	適用時期等
<p>円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じた額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずる。</p> <p>⑥ その他 その他所要の措置を講ずる。</p>	

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社／245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



所得割

法人の所得によって課税

* 税額は、超過課税分を含まない。

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

$$\text{付加価値額} = \left[\frac{\text{収益配分額}}{\text{(報酬給与額} * + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料})} + \frac{\text{単年度損益}}{\text{}} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

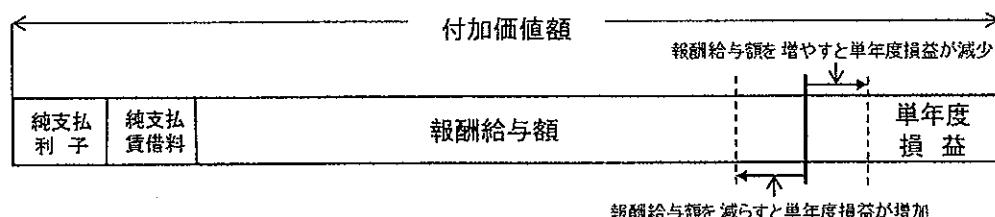
法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

$$\text{資本等の額} = \left[\frac{\text{資本金又は出資金の額}}{\text{}} + \frac{\text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額}}{\text{}} \right] \times 0.2\%$$

法人事業税付加価値割の概要

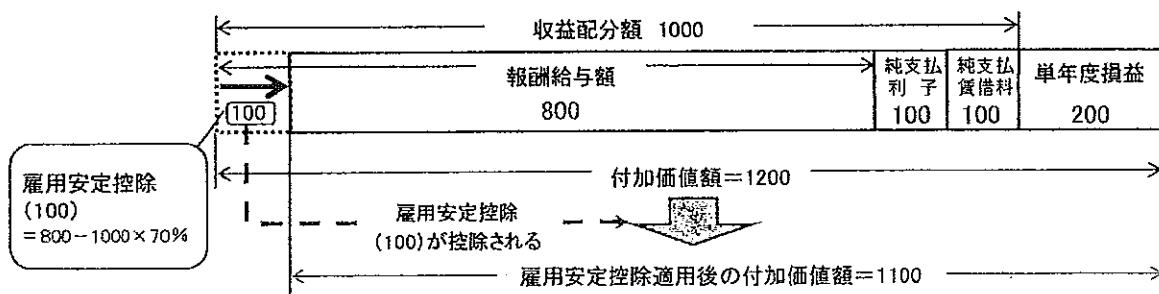
- 付加価値割の課税標準である「付加価値額」は、他の条件が同じであれば、報酬給与額が増加しても税額が増加しない仕組み。
- その上でさらに、雇用に配慮し、報酬給与額の比率が高い法人については、付加価値額から一定額を控除し負担を軽減。

- 報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより、付加価値額は変わらず、税額は一定



- 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

※ 雇用安定控除額 = 「報酬給与額」 - 「収益配分額」 × 70%



- 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

現行 1/4 → ⑦ 3/8 → ⑧ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

- 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 現行 0.48% → ⑦ 0.72% → ⑧ 0.96%

資本割 現行 0.2% → ⑦ 0.3% → ⑧ 0.4%

所得割 現行 7.2% → ⑦ 6.0% → ⑧ 4.8% (※)

(参考:法人税率 現行 25.5% → ⑦以降 23.9%)

法人実効税率 34.62% → ⑦ 32.11% → ⑧ 31.33%
(▲2.51%) (▲3.29%)

(※)施行時期

⑦:平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

⑧:平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用

【現行】

付 加 価 値 割 0.48%	所 得 割 7.2%
資本割 0.2%	

【平成27年度】

付 加 価 値 割 0.72%	所 得 割 6.0%
資本割 0.3%	

【平成28年度以降】

付 加 価 値 割 0.96%	所 得 割 4.8%
資本割 0.4%	

※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。

また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

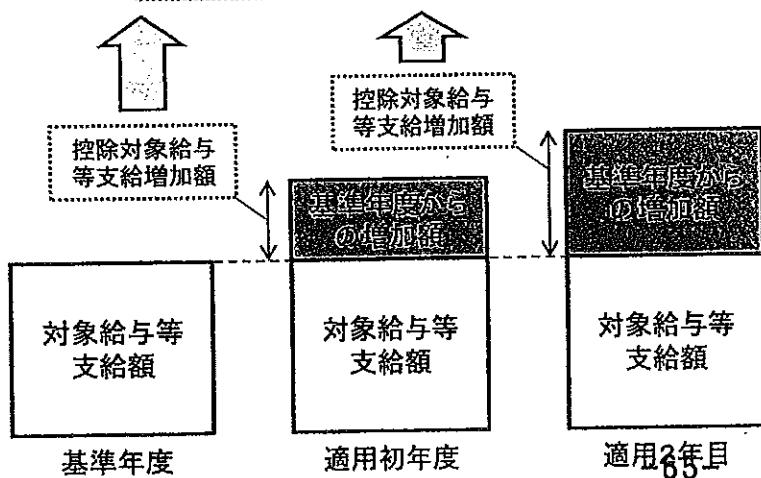
賃上げへの対応(案)

- 外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除。(赤字法人にも適用)

※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講ずる。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

[控除額] 法人税の控除対象給与等支給増加額 × 税率 × 雇用安定控除調整率



【要件】

- (1) 基準年度と比較して、
平成27年度:3%以上
平成28年度:4%以上
平成29年度:5%以上
の給与等総支給額が増加

- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

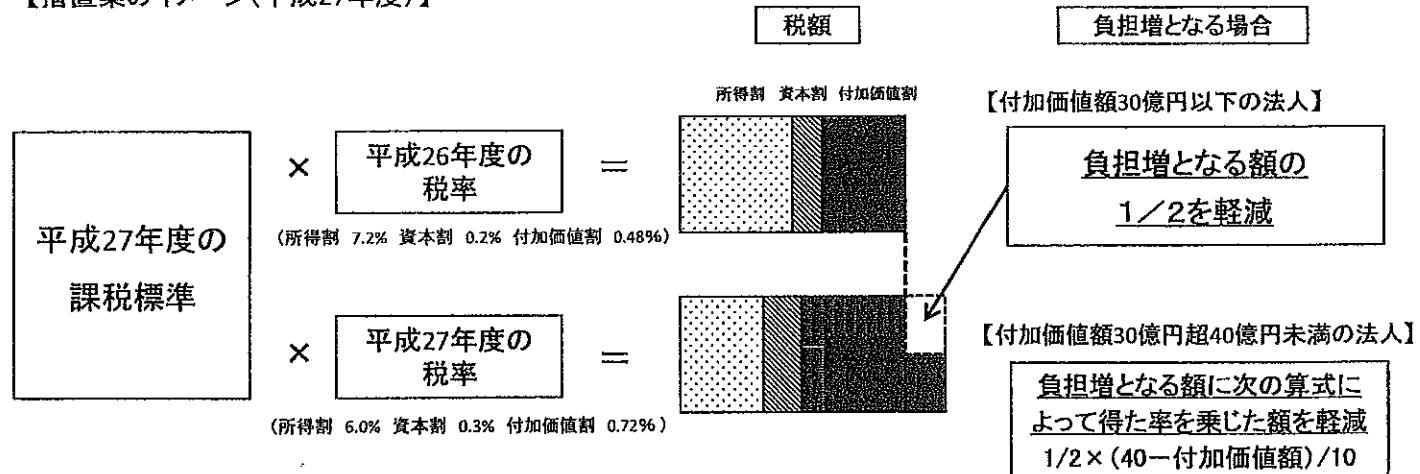
- 外形標準課税の拡大により負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置を講ずる。

付加価値額30億円以下の法人 \Rightarrow 負担増となる額の1/2を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人 \Rightarrow 負担増となる額に1/2から0の間の率を乗じた額を軽減

※ 平成28年度についても、当該年度の課税標準をもとに前年度と当該年度の税率で算出した額の差額について、同様の措置を実施

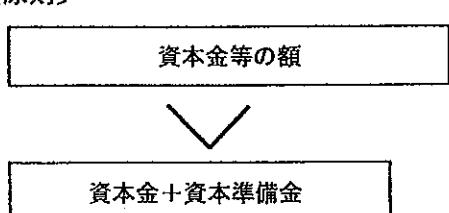
【措置案のイメージ(平成27年度)】



法人事業税資本割の課税標準の見直し等(案)

- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準(以下、「課税標準等」という。)を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
 - ① 法人税法上の「資本金等の額」
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除とともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

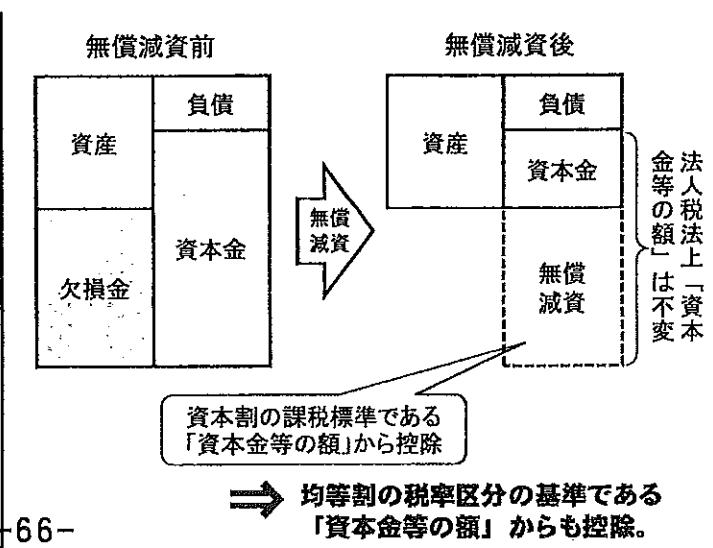
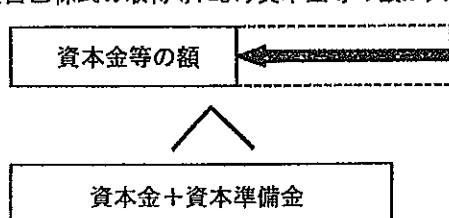
〔原則〕



↓

⇒ 課税標準等とする

〔自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合〕



2 地方創生・国家戦略特区

改 正 内 容	適用時期等
<p>(1) 地方拠点強化税制の創設（大綱 68 頁～70 頁）（措法 42 の 12 他） 地域再生法の改正を前提に、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。</p> <p>① 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地域再生法の地方拠点強化実施計画（仮称）について承認を受けたものが、その承認の日から 2 年以内に、その地方拠点強化実施計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の 15 %（その地方拠点強化実施計画がその法人の同法の特定施設（仮称）の同法の特定地域（仮称）から同法の大都市等（仮称）以外の地域への移転に関するものである場合には、25 %）の特別償却とその取得価額の 2 %（その地方拠点強化実施計画がその法人の特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものである場合には、4 %）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20 %を上限とする。 なお、地域再生法の改正法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けた法人が取得等をしたものについては、その特別償却とその取得価額の 4 %（その地方拠点強化実施計画がその法人の特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものである場合には、7 %）の税額控除との選択適用ができることとする。</p> <p>（注）上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,000 万円以上（中小企業者にあっては、1,000 万円以上）のものをいう。</p> <p>② 雇用促進税制の拡充 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、次の見直しを行う。</p> <p>イ 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方拠点強化実施計画について承認を受けたものが、その承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度において、その地方拠点強化実施計画に従って移転又は新增設をした特定施設である事業所における増加雇用者数（法人全体の増加雇用者数を上限とする。）に次の場合の区分に応じ次の金額を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。</p> <p>（イ） 現行の適用要件を満たす場合 50 万円 （ロ） 現行の適用要件のうち雇用者増加割合が 10 %以上であること</p>	地域再生法の改正法施行日から平成 30 年 3 月 31 日まで

改 正 内 容	適用時期等
<p>との要件以外の要件を満たす場合 20万円</p> <p>(注) 上記イの措置の適用を受ける場合で上記イ(イ)に該当する場合には、現行の雇用促進税制の適用の基礎となる増加雇用者数から、この措置の適用の基礎となる増加雇用者数を控除する。</p> <p>口 青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画（その法人の特定施設の特定地域から大都市等以外の地域への移転に関するものに限る。）について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内の日を含む事業年度（以下「対象年度」という。）において上記イの措置の適用を受ける場合には、対象年度のうちその適用を受ける事業年度以後の各事業年度（その特定施設である事業所における雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度を除く。）において、対象年度のうち当該事業年度以前の各事業年度のその特定施設である事業所における増加雇用者数の合計数に30万円を乗じた金額の税額控除ができる措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記口の措置は、事業主都合による離職者がある場合及び風俗営業等を行っている場合には、適用しない。</p> <p>ただし、上記イ及び口による控除税額は、当期の法人税額の30%から現行の雇用促進税制による控除税額と上記①の税額控除制度による控除税額との合計額を控除した残額を上限とする。</p>	

地方拠点強化税制（案）

地域再生法で整備する枠組（調整中）

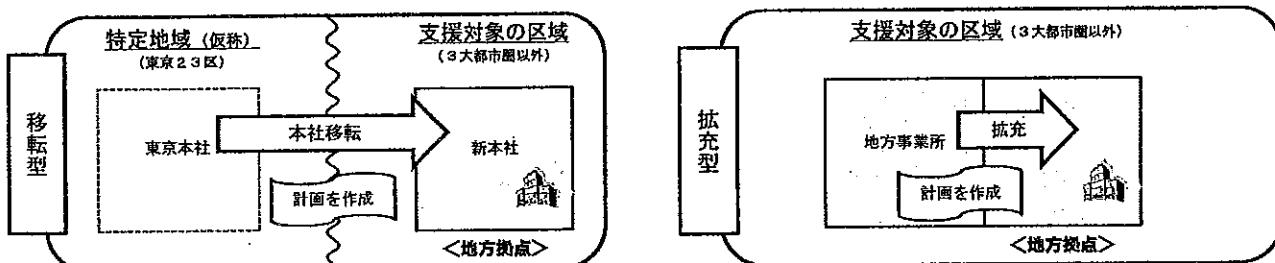
- 都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けることができるようとする。
 - ✓ 国が定める「大都市等（仮称）」（3大都市圏）は、対象外。
 - ✓ 都道府県が、各地域の企業誘致の取組等を総合的に勘案して、支援対象となる地域を選定。
 - ✓ 都道府県・市町村は、対象地域の中で、企業の拠点強化を支援する具体的な区域を特定。
- 各企業は、当該区域における本社機能等の強化について、必要な投資や、雇用増の見込み等を盛り込んだ計画（「地方拠点強化実施計画（仮称）」）を作成し、都道府県の承認を受けることができるようとする。
 - ✓ 国が定める「特定地域（仮称）」（東京23区）からの移転を伴う計画は『移転型』
 - ✓ その他は『拡充型』



「地方拠点強化実施計画（仮称）」の承認を受けた企業への課税の特例

- ① 投資減税（計画に沿って、支援対象の区域で建物等を取得した場合：特別償却・税額控除）
- ② 雇用促進税制の特例（計画に沿って、支援対象の区域の雇用者を増加させた場合：税額控除）

※ 計画が「移転型」である場合は、「拡充型」の場合よりも支援内容を充実



地方拠点強化税制①：投資減税

（対象法人） 平成29年度末までに「計画」が承認された法人

（対象資産） 「計画」に沿って、「計画」の承認から2年以内に取得・事業供用される建物等・構築物

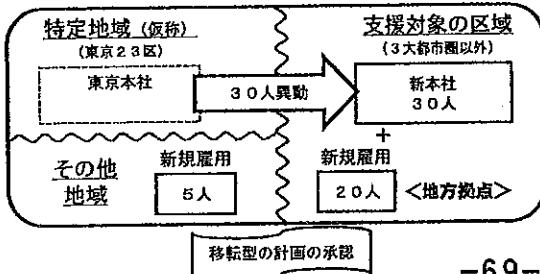
（措置内容） 「移転型」： 特別償却25% or 税額控除7%（「計画」承認が平成29年度の場合は4%） ※税額控除の上限は、
「拡充型」： 特別償却15% or 税額控除4%（「計画」承認が平成29年度の場合は2%） 当期税額の20%

地方拠点強化税制②：雇用促進税制の特例

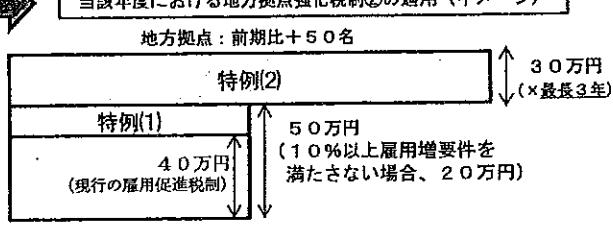
	参考：現行の雇用促進税制	特例(1)	特例(2)
〔対象法人（要件）〕	i 法人全体の雇用者数が前期比5人（中小2人）以上増 ii 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 等	・平成29年度末までに「計画」の承認 ・雇用促進税制の要件（要件ii以外）を満たす	・「移転型の計画」の承認 ・特例(1)の適用 ・法人全体・当該地方拠点の雇用者数が前期比で減少しない 等
（措置内容）	税額控除 法人全体の前期比雇用増 $\times 40\text{万円}$	税額控除 法人全体の前期比雇用増を上限として、当該地方拠点の前期比雇用増 $\times 50\text{万円}$ (要件iiを満たさない場合20万円) ※ 上限は、投資減税・現行の雇用促進税制とあわせて、当期税額の30%	税額控除 ※ 特例(1)とは別途 当該地方拠点について、「計画」承認直前の雇用者数に対する雇用増 $\times 30\text{万円}$
（対象期間）	「計画」の承認以後3年間	「計画」の承認以後3年間	「計画」の承認以後3年間

（適用例）

- 「移転型の計画」が承認された年度に、
✓ 東京本社→地方拠点 30名異動
✓ 新規採用
・地方拠点20名
・その他地域5名



当該年度における地方拠点強化税制②の適用（イメージ）



改 正 内 容	適用時期等
<p>(2) 国家戦略特区における緩和措置（大綱 70 頁）（措法 68 の 14 他）</p> <p>① 機械等の取得</p> <p>国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度について、国家戦略特別区域法令の改正を前提に、次の見直しを行う。</p> <p>イ 特定中核事業に革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発に関する事業を加える。</p> <p>ロ 特定中核事業以外の事業にインターナショナルスクールの整備に関する事業を加えた上、対象資産にその事業の用に供される貸付用の建物等を加える。</p> <p>② 土地の譲渡益</p> <p>法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）について、国家戦略特別区域法の改正を前提に、対象に、国家戦略特別区域内における認定区域計画に定められた同法の特定事業に係る再開発事業（施行区域の面積が 500 m²以上であること等の一定の要件を満たすものに限る。）を行う民間事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該再開発事業の用に供されるものを加える。</p>	

国家戦略特区における設備投資減税の拡充（案）（法人税）

《現行制度》「区域計画」で特定した事業を行う事業者が、以下の減価償却資産を当該事業の用に供した場合に（注1）、特別償却又は税額控除を適用。

特別償却割合	機械装置及び開発研究用器具備品	即時償却（特定中核事業（注2））
	建物及びその附属設備並びに構築物	50%（特定中核事業以外の事業）
税額控除割合	機械装置及び開発研究用器具備品	25%
	建物及びその附属設備並びに構築物	15%
		8%

(注1) 貸付けの用に供した場合を除く。

(注2) 特定中核事業については、現行、

- ① 当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組、
 - ② 革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組、
 - ③ 他の地域に広くメリットが波及する取組
- に当たるものとして、医療分野（先端的技術を活用した医療等）が対象とされている。

《要望内容》

- ① 対象事業の拡充
- ② 対象設備の拡充
- ③ 貸付けの用に供した場合への適用

《対応案》

- ① 国家戦略特区法令の改正を前提に、
特定中核事業に革新的な情報サービスを活用
した農業の生産性向上に係る研究開発に関する
事業を追加する。
- ② 特定中核事業以外の事業にインターネットナショナル
スクールの整備に関する事業を追加した上で、
対象資産にその事業の用に供される賃付用建物
等を追加する。

3 復興支援のための税制上の措置

改 正 内 容	適用時期等
<p>〈福島再開投資等準備金制度の創設（大綱 72 頁～73 頁）〉</p> <p>福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成 23 年 3 月 11 日において事業所を有していた法人で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、損金算入できることとする。</p> <p>この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から 3 年間でその 2 年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(注) 上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。</p> <p>上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている法人の積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後 5 年を経過する日より後である場合には、その法人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日とする。ただし、その 5 年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(注) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるものをいう。</p>	

福島再開投資等準備金（案）

財務省資料

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、「避難解除区域等」への帰還を希望する事業者で、事業再開に向けた「計画」を作成し、福島県知事の認定を受けた者について、次の措置を講ずる。

(注1) 「避難解除区域等」とは、避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域をいう。

(注2) 事業再開に向けた「計画」については、再開する事業がその実施区域のある市町村の住民の帰還促進を図るために地域環境の整備に寄与すること等を勘案して認定を行う。

(1) 福島再開投資等準備金制度の創設

「計画」の認定を受けた法人が、その計画上の積立期間（最長3年）において、再開する事業の用に供する施設等の新增設等に要する費用の支出に備えため、福島再開投資等準備金の積立額を損金算入できる制度を創設する。

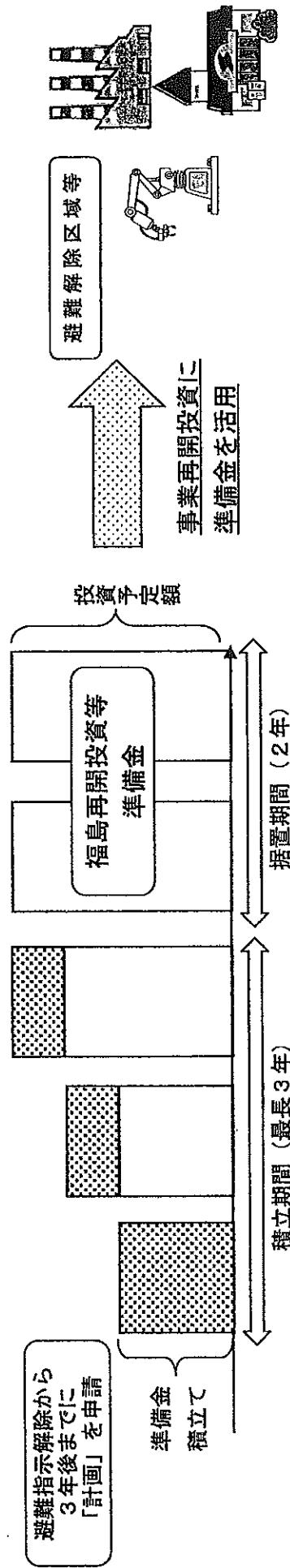
※ 積立限度額：事業年度ごとに投資予定額の2分の1まで、かつ、累積で投資予定額まで

(注3) この準備金は、積立期間終了の日から2年間据え置いた後、3年間で均等額を取り崩して益金算入する。

(2) 避難解除区域等に係る設備投資減税の適用期間（現行：避難指示解除等から5年後まで）の特例

福島再開投資等準備金を積み立てている法人は、据置期間終了まで、避難解除区域等に係る設備投資減税（機械装置：即時償却又は15%税額控除、建物等：25%特別賞却又は8%税額控除）の適用を受けることができる

(注4) 現行の適用期限より後に適用を受ける場合には、一定規模以上の投資に限る。



※ 事業再開投資について特別償却の適用を受けた場合には、特別償却実施相当額を準備金から取り崩し、益金算入

4 その他の租税特別措置等

改 正 内 容	適用時期等
<p>(1) 特定資産の買換え特例（9号買換え）の延長・縮減（大綱78頁）</p> <p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の見直しを行った上、その適用期限を2年3月延長する（所得税についても同様とする。）。（措法65の7他）</p> <p>① 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。</p> <p>② 改正後の地域再生法の大都市等（仮称）以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を75%（同法の特定地域（仮称）への買換えの場合には、70%）（現行80%）に引き下げる。</p>	平成29年3月31日まで

※ 【特定地域と大都市等の範囲】

課 税 繰 延 割 合	範 囲
70%	東京23区
75%	<p>【東京圏】東京都（武蔵野市・三鷹市・八王子市等）、神奈川県（横浜市、川崎市等）、埼玉県（川口市、川越市等）、千葉県（千葉市等）、茨城県（龍ヶ崎市等）</p> <p>【中部圏】名古屋市の特定の区域</p> <p>【近畿圏】大阪府（大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域）、京都府（京都市の特定の区域）、兵庫県（神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域）</p>
80%	上記以外

※ 9号買換えの変遷

1 平成10年度改正前

平成10年改正前は土地等の市場への供給を目的として、土地等を譲渡し、既成市街地等以外の地域内に減価償却資産を取得した場合に買換特例を認める（土地の買換えは認めない）制度であった。

2 平成10年度改正

平成10年度改正により、買換資産の範囲に土地等が含まれるとともに、地域制限が廃止されたため（既成市街地等での土地の買換えが可能になったため）、買換特例制度のうち最も容易に課税の繰延べが活用できる制度になった。

3 平成24年度改正

買換資産のうち、土地等の範囲が縮減されるとともに適用期限が平成26年12月31日まで3年延長された。

(1) 改正内容

買換資産である土地等について、特定施設（事務所等の一定の施設をいう。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（一定の事情があるものに限る。）で、その面積が300平方メートル以上のものに限定された（措法65の7①九）。

＜改正前＞

譲渡資産	買換資産
国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間が10年を超えるもの	国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの

＜改正後＞

譲渡資産	買換資産
同 上	国内にある土地等（事務所、事業所その他政令で定める施設（以下「特定施設」という。）の敷地の用に供されているもの（当該施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が300m ² 以上のものに限る。）、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの

(2) 買換土地等の範囲

買換土地等は、以下の土地等に限られる。

- イ 土地等の面積が 300 平方メートル以上のもの
- ロ 事務所・事業所・その他特定施設の敷地の用に供されるもの
- ハ 特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む
- ニ 駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについてやむを得ない事情があるものに限る。）

(3) 特定施設の敷地の用に供されるもの

特定施設の敷地の用に供されるものとは、事務所・工場・作業場・研究所・営業所・店舗・倉庫・住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とする（措令 39 の 7⑧）。

(4) 駐車場の用に供されることについてやむを得ない事情があるもの

駐車場の用に供されることについてやむを得ない事情があるものとは、次に掲げる手続その他の行為が進行中であることにつき一定の書類により明らかにされた事情とする（措令 39 の 7⑧）。

- イ 都市計画法第 29 条（開発行為の許可）第 1 項又は第 2 項の規定による許可の手続
- ロ 建築基準法第 6 条（建築物の建築等に関する申請及び確認）第 1 項に規定する確認の手続
- ハ 文化財保護法第 93 条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）第 2 項に規定する発掘調査
- ニ 建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが当該手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が許可したものに限る。）

(5) 適用時期

上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの譲渡について適用される（平成 24 年改正法附則 12④）。

※ 質疑応答事例

買換資産が分譲マンションの複数の専有部分（部屋）である場合の面積要件の判定

【照会要旨】

甲社は、所有する土地及び建物（いずれも 10 年超所有。）を一の契約に基づき A 法人に一括して譲渡し、B 法人が建設する分譲マンションの一部分（複数の専有部分）及びその敷地の共有持分（以下「敷地持分」といいます。）を一の契約に基づき一括して取得し、併せて事業の用に供する予定です（取得する専有部分の概要については次表のとおりです。）。

ところで、租税特別措置法第 65 条の 7 《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》第 1 項の表の第 9 号下欄に買換資産として掲げられている国内にある土地等については、その面積が 300 m²以上であることが同条を適用する要件（以下「面積要件」といいます。）の一つとされています。甲社が取得する分譲マンションの敷地持分が面積要件を満たすかどうかの判定に際し、個々の専有部分に係る敷地持分ごとに判定した場合の面積は「300 m²未満」となるものの、一の契約に基づき一括して取得する複数の専有部分（17 戸）に係る敷地持分の面積の合計で判定した場合は「300 m²以上」となることから、面積要件を満たすと解して差し支えありませんか。

なお、取得する分譲マンションは、住宅及び事務所として賃貸の用に供する予定です（全て特定施設に該当します。）。

〔取得する専有部分（部屋）の概要〕

フロア（用途）戸数	専有部分の面積	敷地持分の面積（注）
1階（事務所）5戸	46.00m ² ～70.00m ²	23.00m ² ～35.00m ²
2階（住宅）6戸	34.00m ² ～48.00m ²	17.00m ² ～24.00m ²
3階（住宅）6戸	34.00m ² ～48.00m ²	17.00m ² ～24.00m ²
計 17戸 (事務所 5戸、住宅 12戸)	計 900.00m ²	計 450.00m ²

（注） 各戸の敷地持分の面積は、本件建物全体の敷地面積（1820.00 m²）に、各戸の専有部分の面積の合計（3640.00 m²）のうちに各戸の専有部分の面積が占める割合を乗じて計算している（例：1820.00 m² × 46.00 m² / 3640.00 m² ≈ 23.00 m²）。

【回答要旨】

照会意見のとおりに解して差し支えありません。

(理由)

租税特別措置法第65条の7第1項の表の第9号の適用に当たり、買換資産が土地又は土地の上に存する権利（土地等）である場合には、次の①から③までの要件をいずれも満たす必要があります。

- ① 国内にある土地等であること
- ② 特定施設（注）の敷地の用又は駐車場の用（一定のやむを得ない事情があるものに限ります。）に供されるものであること
- ③ その面積が300m²以上であること（面積要件）

（注）特定施設とは、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除きます。）をいいます。

なお、法人の取得した土地等が区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場合には、次の算式により計算した面積を当該法人が取得した土地等の面積として面積要件の判定を行うことになります（措通65の7(1)－30の3(2)）。

（算式）

$$\text{特定施設の敷地の用に供される土地等の総面積} \times \frac{\text{その法人の専有部分の床面積}}{\text{特定施設の専有部分の総床面積}}$$

ところで、租税特別措置法第65条の7第1項の表の第9号の適用上、特定施設に該当するかどうかは、その減価償却資産の用途により判定することとなりますので、分譲マンションのような区分所有建物については、その機能を発揮する最低単位（取引単位）である独立部分（専有部分）ごとに判定することになります。

このため、その専有部分の取得に伴い取得する敷地持分が面積要件を満たすかどうかについてもその専有部分ごとに判定することとなります、一の取引で複数の専有部分をまとめて取得し、それらが特定施設に該当する場合には、その複数の専有部分に係る敷地持分の面積の合計により判定することが相当と考えられます。

なお、複数の専有部分を取得した場合であっても、専有部分ごとに異なる取引をしたと認められる場合には、各専有部分に係る敷地持分ごとに判定することとなりますので、ご注意ください。

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>(2) 投資法人法制の見直しに伴う措置（大綱 81 頁～82 頁）</p> <p>投資法人法制の見直しを前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① 利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額（仮称）の増加額に相当する金額を、配当等の額（現行資本の払戻しの額）とする（所得税についても同様とする。）。</p> <p>② 投資法人に係る課税の特例について、支払配当等の額が配当可能利益の額の 90 %を超えていることとする要件における配当可能利益の額から一時差異等調整積立金（仮称）の増加額を控除する等の措置を講ずる。</p>	

金融庁資料

◆ 投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消

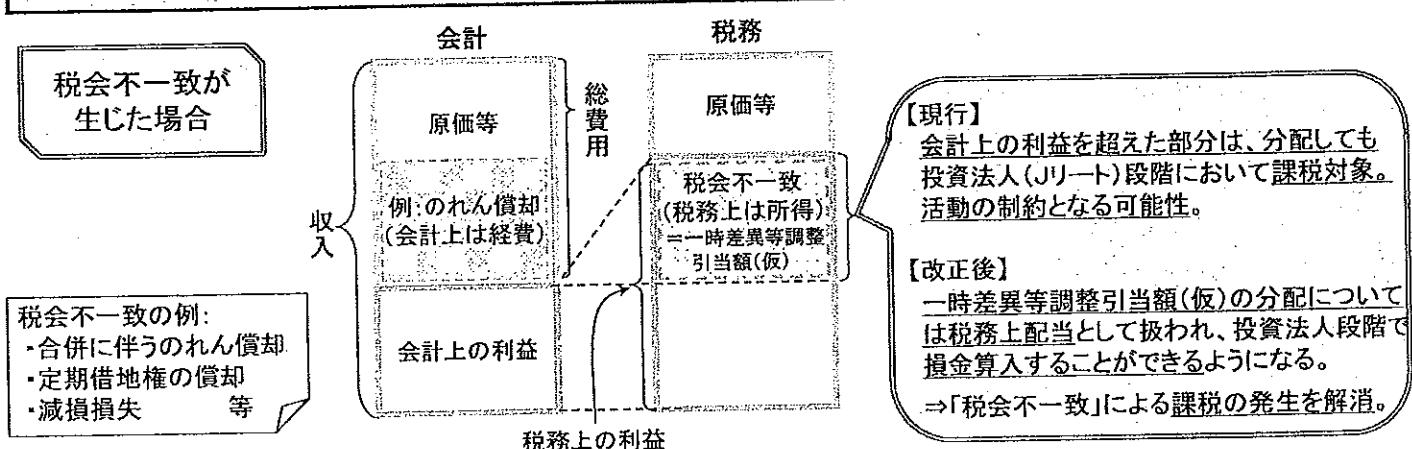
【現状及び問題点】

- 投資法人(Jリート)は、会計上の税前利益の 90 %超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能。
- ただし、会計と税務の処理の差異(税会不一致)に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても課税が発生(これにより、例えば、投資法人の合併等に支障)。

【大綱の概要】

投資法人法制の見直しを前提に、(会計)利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額(仮)(※)の増加額に相当する金額を、配当等の額(現行資本の払戻しの額)とする。

(※) 投資法人法制において、税務上の利益が会計上の利益を上回る金額(税会不一致)を「一時差異等調整引当額(仮)」として、規定することを想定。



[4] 消費課税

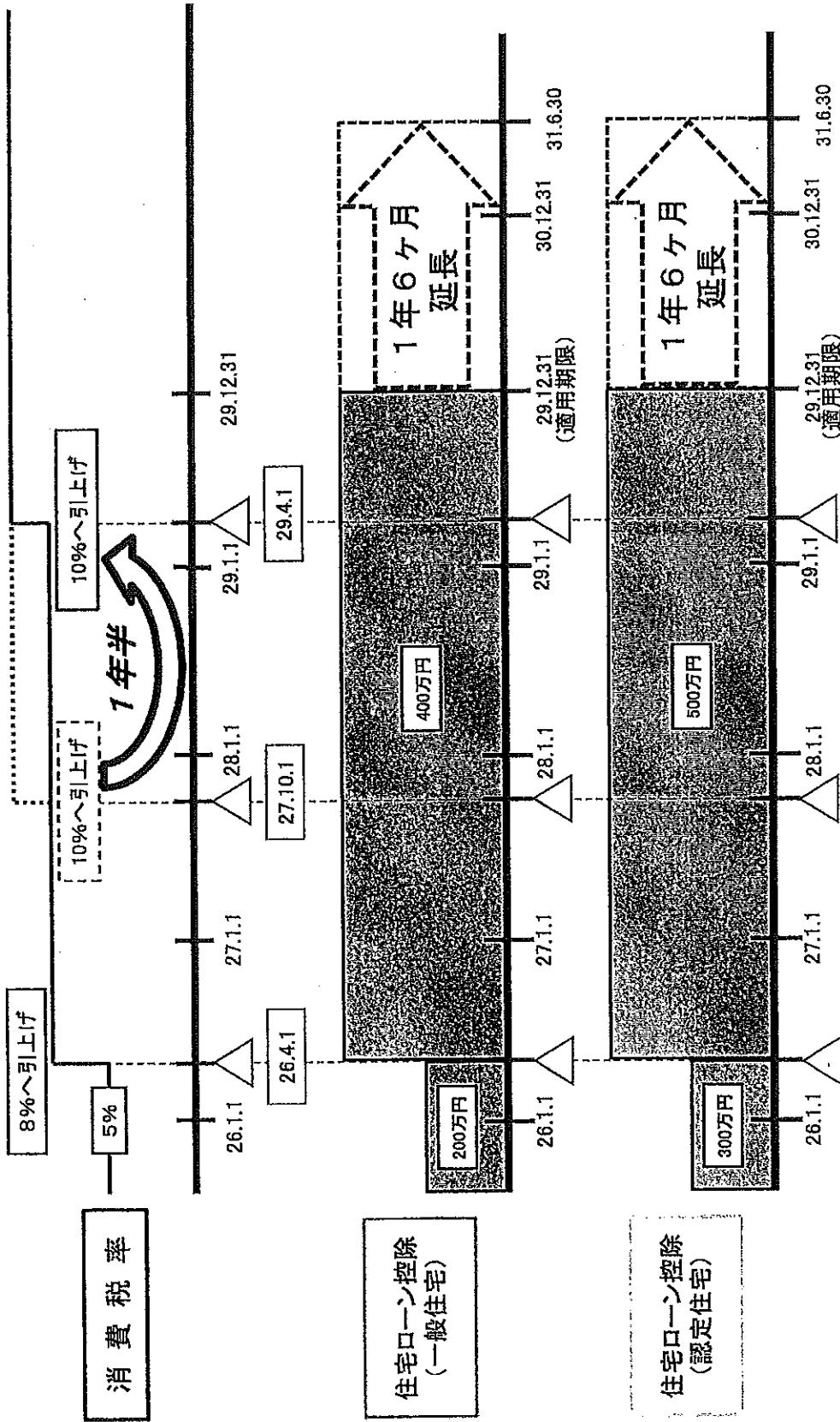
1 消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期の変更等

改 正 内 容	適用時期等
<p>(国 税) (大綱 82 頁)</p> <p>(1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とする。</p> <p>② 消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正を行う。</p> <p>③ 附則第18条第3項を削除する。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とすることにあわせ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の期限を平成30年9月30日とする等、関連する法令について、所要の措置を講ずる。</p>	平成29年4月1日 以後
<p>(地方税) (大綱 83 頁)</p> <p>(1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 消費税率（国・地方）の10%への引上げ等の施行日を平成29年4月1日とする。</p> <p>② 平成29年度における地方消費税額について、その19分の10（本則22分の10）を社会保障財源化分以外とし、その19分の9（本則22分の12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずる。</p> <p>③ 附則第19条第3項を削除する。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p>	平成29年4月1日 以後

消費税率引上げ時期の変更を踏まえた住宅ローン控除等の延長（案）

現行では29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、その適用期限を1年6ヶ月延長する。

- (注1) 個人住民税の住宅ローン控除の特例及び被災者等に係る住宅ローン控除の特例についても、同様とする。
- (注2) すまい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様とする。



2 輸出物品販売場制度の緩和

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。（大綱 83 頁～84 頁）（消法 8）</p> <p>① 手続委託型輸出物品販売場制度の創設</p> <p>イ 輸出物品販売場について、その販売場における全ての免税販売手続を免税手続カウンター（下記口の許可を受けた物的施設をいう。）を設置する事業者に代理させることを前提とした許可制度を創設する。</p> <p>ロ 他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者（課税事業者に限る。）は、その販売場が所在する次に掲げる場所に設けた物的施設において免税販売手続を行うことについて、納稅地を所轄する税務署長の許可を受けるものとする。</p> <p>(イ) その販売場が商店街振興組合の組合員が経営する販売場であるときは、その組合の定款に定められた地区</p> <p>(ロ) その販売場が中小企業等協同組合法上の組合の組合員が経営する販売場であるときは、その組合員が形成する一の商店街</p> <p>(ハ) その販売場が大規模小売店舗内にあるときは、その大規模小売店舗の施設</p> <p>(二) その販売場が一棟の建物内にあるとき（上記（ハ）に該当する場合を除く。）は、その建物</p> <p>ハ 免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する複数の販売場の販売金額を一般物品と消耗品の別に合計している場合には、免税販売の対象となる下限額をその合計額でそれぞれ判断するものとする。</p> <p>② 外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度の創設</p> <p>外航クルーズ船が寄港する港湾の港湾施設内に場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。）が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みである港湾施設につき納稅地を所轄する税務署長の許可を受けている場合において、その設置日の前日までに輸出物品販売場を設置する旨の届出書を納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度を創設する。</p> <p>③ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請又は同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。</p>	平成 27 年 4 月 1 日 以後

改 正 内 容	適 用 時 期 等
(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、 外国人旅行者が輸出物品販売場において免税購入する際に提示する旅 券等の範囲に、船舶観光上陸許可書を加える。（大綱 104 頁）	

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（案）

財務省資料

改正内容

1. 手続委託型免税店制度の創設

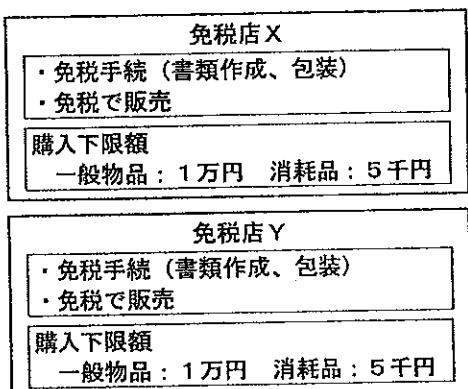
- ① 商店街やショッピングモール等に設置された「免税手続カウンター」を営む事業者に免税手続を委託した場合は、「免税手続カウンター」において、各店舗の免税手続をまとめて行うことができるこ
ととする。
- ② 免税販売の要件である購入下限額（一般物品：1万円、消耗品：5千円）について、手続委託型免
税店の場合は、「免税手続カウンター」における合算額による判定を可能とする。

2. クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

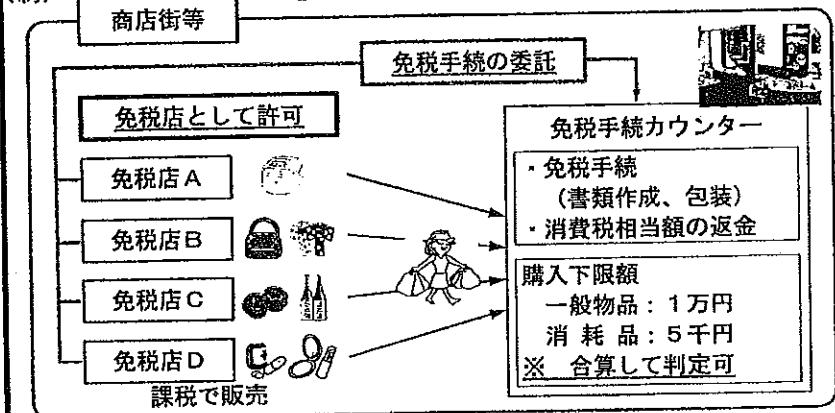
免税店を経営する事業者が、あらかじめ、港湾施設に臨時店舗を設置する見込みであることについて
税務署長の許可を受けた場合には、出店の前日までに、具体的な臨時店舗の場所等を税務署長に届け出
ることにより、免税販売ができることとする。

○ 手続委託型免税店制度の創設

【通常の免税店】 (選択制)



【手続委託型免税店】



3 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税強化

改 正 内 容	適用時期等
<p>(国 税) (大綱 84 頁～88 頁) (消法 4、5、28、30、37 他)</p> <p>(1) 内外判定基準の見直し</p> <p>① 対象取引</p> <p>電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」(仮称。以下同じ。)と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。</p> <p>(注) 電気通信役務の提供には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は、含まれない。</p> <p>② その他</p> <p>イ 電気通信役務の提供には、著作物の利用の許諾に該当する取引が含まれることを明らかにする。</p> <p>ロ 上記①の見直しに伴い、現行の内外判定に係る規定について所要の整備を行う。</p> <p>(2) 課税方式の見直し (事業者向け電気通信役務の提供 (仮称。以下同じ。)に対するリバースチャージ方式の導入)</p> <p>国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものを「事業者向け電気通信役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する (リバースチャージ方式の導入)。</p> <p>(注) 上記の「国外事業者」とは、所得税法上の非居住者である個人自業者及び法人税法上の外国法人をいう。</p> <p>① リバースチャージ方式の導入に係る課税対象、納税義務者の規定の見直し</p> <p>イ 消費税の課税対象である資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除くとともに、事業として他の者から受けた事業者向け電気通信役務の提供 (以下「特定仕入れ」(仮称) という。) を課税対象とする。</p> <p>ロ 納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除くとともに、国内において行った課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの (以下「特定課税仕入れ」(仮称) という。) を納税義務の対象とする。</p> <p>(注1) 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち事業者向け電気通信役務の提供以外のもの (以下「消費者向け電気通信役務の提供」(仮称) という。) については、当該国外事業者が納税義務者となる。</p>	平成 27 年 10 月 1 日以後(附則 35、48)

改 正 内 容	適用時期等
<p>(注2) 事業者向け電気通信役務の提供を受ける免税事業者については、納税義務は生じない。</p> <p>② 事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者の義務 国内において事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者は、当該役務の提供に際し、あらかじめ、当該役務の提供に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならない。</p> <p>(3) 適正課税を確保するための経過的な措置 ① 国外事業者から受けた電気通信役務の提供に係る仕入税額控除の制限 当分の間、国外事業者から提供を受けた消費者向け電気通信役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めない。ただし、下記②の登録国外事業者に該当する者から受けた消費者向け電気通信役務の提供については、当該登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、その課税仕入れに係る消費税につき仕入税額控除制度の適用を認める。</p> <p>② 登録国外事業者制度の創設 イ 登録国外事業者は、次に掲げる要件を満たす一定の国外事業者（事業者免税点制度の適用を受けない者に限る。）として、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けた事業者とする。 (イ) 国内において行う電気通信役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人（国税通則法第74条の9第3項第2号に規定する税務代理人をいう。）があること。 (注) 国税通則法第117条第1項（納税管理人）の規定の適用を受ける事業者にあっては、納税管理人を指定している場合に限るものとする。 (ロ) 国税の滞納がないこと及び登録国外事業者の登録取消しから1年を経過していること。 口 国税庁長官は、登録国外事業者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び登録番号等について、インターネットを通じて登録後速やかに公表しなければならないこととする。 ハ 登録国外事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合には、届出書の提出があった日の属する課税期間（当該届出書の提出が一定の日以</p>	

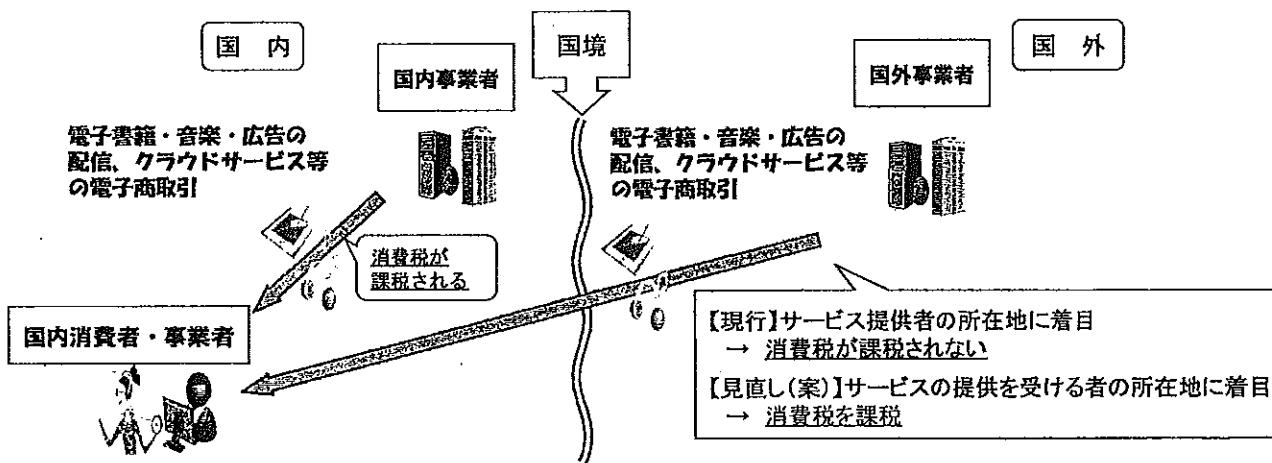
改 正 内 容	適用時期等
<p>後になされた場合には翌課税期間)の末日の翌日以後は、当該登録は失効するものとする。</p> <p>二 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記ハによる登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は適用しない。</p> <p>木 その他登録国外事業者制度に係る所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の登録国外事業者制度に係る登録申請については、平成27年7月1日以後にできることとする。</p> <p>(4) 所要の経過措置</p> <p>① 事業者免税点制度に係る特例</p> <p>事業者の課税期間の基準期間の初日が平成27年10月1日前であるときは、当該基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして事業者免税点制度の規定を適用する。ただし、当該基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、平成27年4月1日から同年6月30日までの間においてこの制度の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額によることを認める。</p> <p>② 特定課税仕入れに関する経過措置</p> <p>特定課税仕入れがある課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、当該課税期間において行った当該特定課税仕入れはなかったものとする。</p> <p>(5) その他</p> <p>① 国外事業者を含む事業者免税点制度の適用上限については、資産の譲渡等を行う事業者に納税義務が課される課税売上高によって判断することとし、特定課税仕入れの支払対価の額については適用上限の計算に含まないこととする。</p> <p>② 特定課税仕入れを行った者が単なる名義人であった場合に、実質的に当該仕入れを行った者に消費税法の規定を適用する旨の規定を設ける。</p> <p>③ 消費税の課税標準について、リバースチャージ方式の導入に伴う所要の措置を講ずる。</p> <p>④ 仕入控除税額の計算に関する規定について、</p> <p>イ 特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額を仕入控除税額の計算の対象とする旨の改正を行う。</p> <p>ロ 簡易課税制度の適用を受ける課税期間について特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額がある場合には、現行規定によりみなし仕入率を乗じて計算した課税仕入れ等の税額と当該特定課税仕入れ</p>	

改 正 内 容	適用時期等
<p>につき課されるべき消費税額の合計額を課税仕入れ等の税額の合計額とする旨の改正を行う。</p> <p>ただし、当分の間、当該課税期間において行った当該特定課税仕入れはなかったものとする。</p> <p>(6) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、(3) ②を除き、平成27年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。</p> <p>(地方税)</p> <p>(1) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税が見直されることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成27年10月1日から適用する。</p>	

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(案)

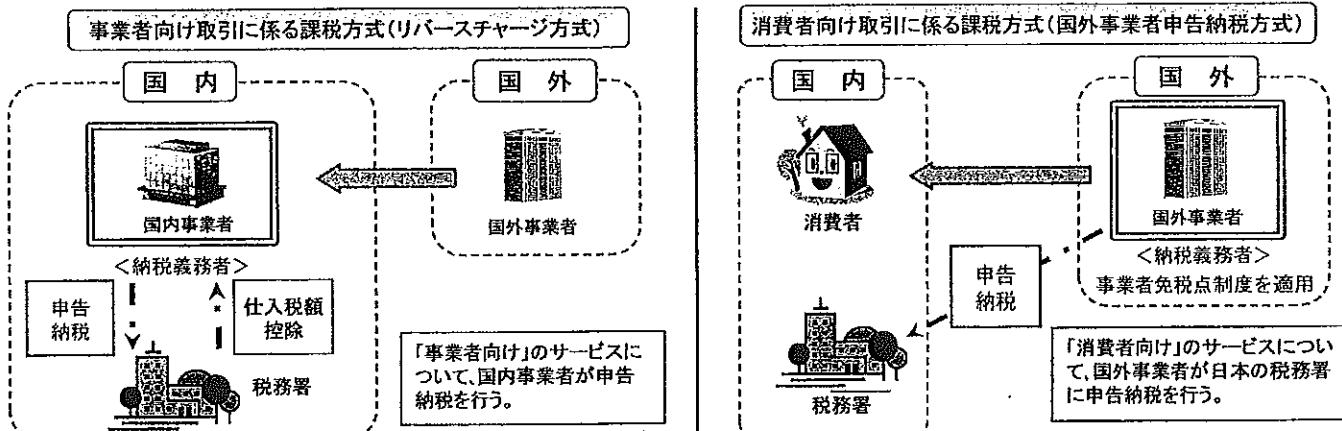
財務省資料

- 国内外の事業者間で競争条件を揃える観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に、消費税を課税することとし、平成27年10月1日から施行する。
 - 電子商取引以外の国境を越えた役務の提供に対する課税の在り方についても、OECDにおける議論も踏まえつつ、今後検討を進める。
- (注)電子商取引：電気通信回線を介して提供されるサービスで、他の取引に付随して行われるもの以外のもの。



国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(課税方式)(案)

- サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、
 ①事業者向け取引⁽¹⁾については、「リバースチャージ方式」⁽²⁾を導入し、
 ②消費者向け取引⁽¹⁾については、国外事業者が申告納税を行う方式とする。
 (1)「事業者向け取引」はサービスの性質や取引条件等から、事業者向けであることが明らかな取引(広告配信等)。「消費者向け取引」は、それ以外の取引(電子書籍・音楽の配信等)。
 (2)通常であればサービスの提供者が納稅義務者となるところ、サービスの受け手に納稅義務を課す方式。
 (3)課稅売上割合が95%以上の事業者においては、事業者の事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引を申告対象から除外する。
 (4)日本に事務所等を有しない国外の納稅義務者は、国内に書類送達等の宛先となる居住者(納稅管理人)を置くこととなる。
- 「納稅なき仕入税額控除」を防止する観点から、国外事業者の登録制度(国内に税務代理人を置くこと等が条件)を設け、国外事業者から提供を受けた消費者向けサービスについては、当該国外事業者が登録を行っている場合のみ、仕入税額控除を認める。



国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

項目	事業者向け電気通信役務の提供	消費者向け電気通信役務の提供
(1) 対象取引	・事業者向けであることが明らかな取引 ・事業者向けであることが明らかでない取引	
(2) 対象者	国内事業者のみ	消費者及び国内事業者
(3) 課税方式	リバースチャージ方式	<p>国外事業者申告納税方式</p> <pre> graph TD A[国内事業者] --> B[国外事業者] B --> C[消費者] C --> D[税務署(日本)] D --> E[国内事業者] E --> F[国外事業者] F --> G[消費者] G --> H[税務署(日本)] H --> I[国外事業者] I --> J[国外事業者] </pre>
(4) 課税対象	国内事業者が受けた役務の提供	国外事業者が行つた役務の提供
(5) 納税義務者	国内事業者（免税事業者を除く）	国外事業者（免税事業者を除く）
(6) 留意点 (経過措置)	特定課税仕入れがある課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、その課税期間において行った特定課税仕入れはなかつたものとする。	当分の間、国内事業者が国外事業者から提供を受けた消費者向け役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めない（登録国外事業者を除く）。

4 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務提供に係る消費税の課税方式の見直し(大綱 104 頁)

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>① 国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に係る消費税の納税義務を、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換する(リバースチャージ方式の導入)。</p> <p>② その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用する。</p> <p>※ 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税の課税方式が見直されることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成28年4月1日から適用する。</p>	平成28年4月1日以後

自民党税制調査会資料

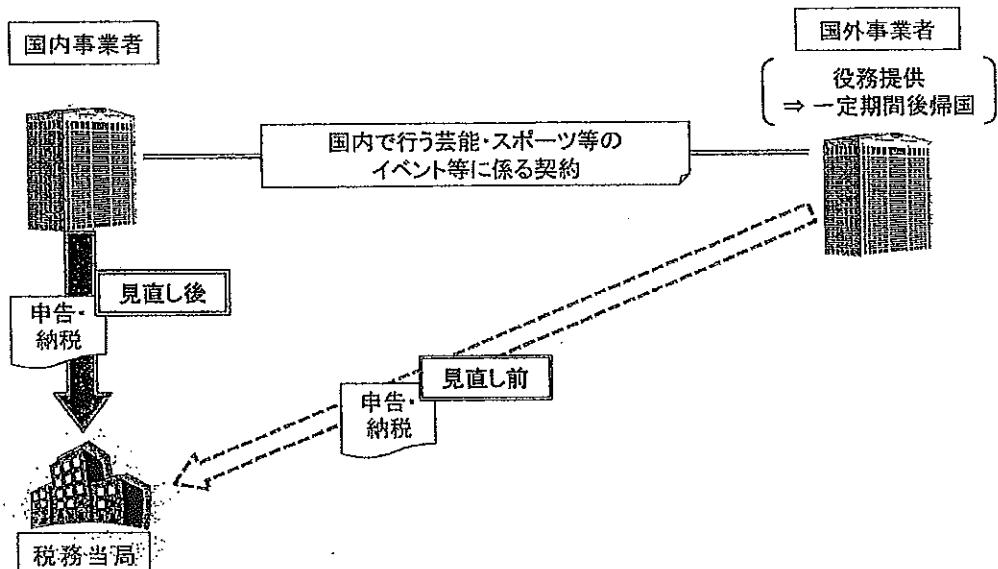
国外事業者による芸能・スポーツ等の役務提供に係る消費税の課税方式の見直し(案)

【現行】

- 国内において行われた芸能・スポーツ等の役務提供は、消費税が課税されており、役務提供を行った国外事業者が消費税の申告・納税義務を負っている。

【見直し案】

- 国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務提供について、消費税の納税義務を、役務提供を行う事業者から役務提供を受ける事業者に転換する(平成28年4月1日施行)。



[5] 國際課税

1 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（大綱 105 頁～106 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>(1) 内国法人が外国子会社（持株割合 25%以上等の要件を満たす外國法人をいう。以下 1において同じ。）から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外する。（法法 23 の 2）</p> <p>(2) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額で、その配当等の額の一部が当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された場合には、その受ける配当等の額のうち、その損金の額に算入された部分の金額（(3)において「損金算入額」という。）を、上記（1）により本制度の適用対象から除外する金額とすることができる。</p> <p>(3) 上記（2）の適用を受けた事業年度後の各事業年度において、内国法人が外国子会社から受けた配当等の額につき損金算入額が増額された場合には、その増額された後の損金算入額を、本制度の適用対象から除外する。</p> <p>(4) 上記（2）の適用については、確定申告書等に上記（2）の適用を受けようとする旨並びに上記（2）の適用に係る配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付するとともに、一定の書類の保存を要することとする。</p> <p>(5) 上記（1）から（3）までにより本制度の適用対象から除外する配当等の額に対して課される外国源泉税等の額を、外国税額控除の対象とする。</p> <p>(6) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>（注1）上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用する。</p> <p>（注2）平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（平成28年4月1日において有する当該外国子会社の株式等に係るものに限る。）については、従前どおりの取扱いとする。</p>	平成28年4月1日以後に開始する事業年度（附則24）

※ 質疑応答事例

外国子会社配当益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額の範囲について

[照会要旨]

平成 22 年度の税制改正前においては、間接外国税額控除の対象の基礎となる外国子会社の配当等には、損金算入配当（※）及び優先株式に対する優先配当は含まれないものとされていましたが、改正により導入されたいわゆる外国子会社配当益金不算入制度（法法 23 条の 2）においては、どのような取扱いになるのでしょうか。

（※） 損金算入配当とは、外国法人から受ける配当において、その配当が現地国で費用になる、すなわち、損金算入されるものをいい、例えば、オーストラリア法人やブラジル法人から受ける配当がそれに当たります。

[回答要旨]

外国子会社配当益金不算入制度においては、その対象となる剰余金の配当等の額については、特段の制限は設けられていませんので、損金算入配当及び優先株式に対する優先配当についても対象となります。

(理由)

外国子会社配当益金不算入制度の導入により、

- ・ 外国子会社の所得については、その所在地国の課税によって完結しており、所在地国における課税の可否や税率の多寡は問わないこと
 - ・ 優先株式に対する優先配当は、換言すれば社債利息のようなものであるということから間接外国税額控除制度の対象外とされていましたが、種類株式の多様化に伴い優先配当のみを除外することに整合性が乏しくなったこと
 - ・ 本制度の導入が簡素化の側面と経済対策的な側面とを併せ持つこと
- などから、対象となる剰余金の配当等の額については、特に制限は設けられていません。したがって、損金算入配当及び優先株式に対する優先配当についても、外国子会社配当益金不算入制度の対象となります。

[関係法令通達]

法人税法第 23 条の 2

外団子会社配当益金不算入制度の見直し(案)

財務省資料

【 概要 】

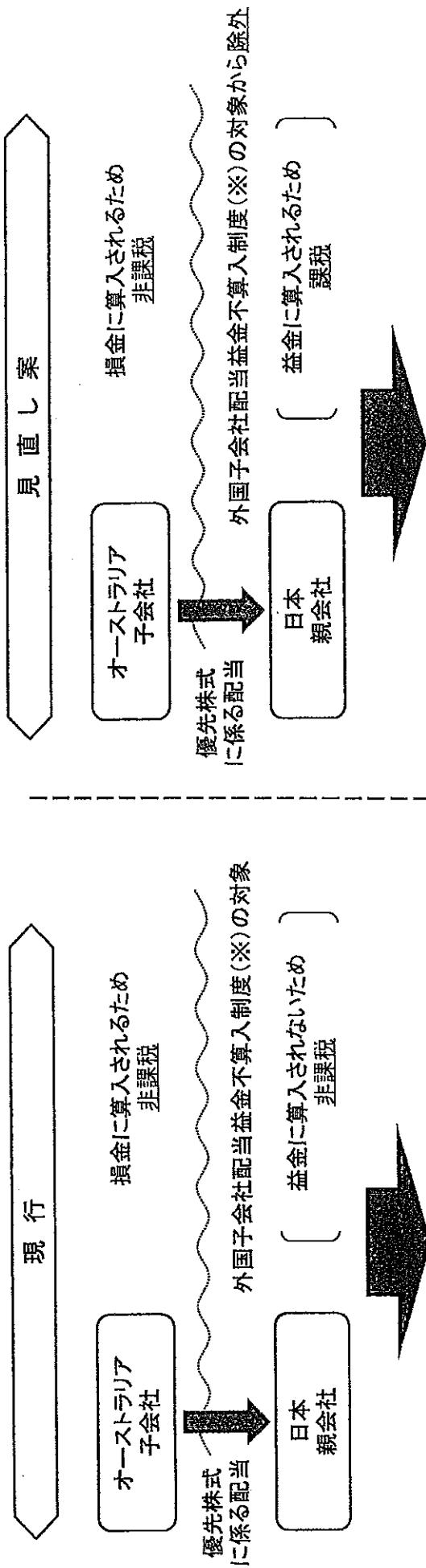
BEPS(※)プロジェクトの勧告を踏まえ、子会社の所在地国で損金算入が認められる配当(例:オーストラリアの優先株式等)については、支払いを受けた日本の親会社の益金に算入して課税する(二重非課税を防止)。

(※) Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転

【 適用関係 】

- > 平成28年4月1日以後開始事業年度から適用。
- > なお、平成28年4月1日から平成30年3月31までに開始する事業年度に受けける配当(施行日(平成28年4月1日)において有する株式等に係るものに限る。)については、従前どおり。

【オーストラリアの優先株式のケース】



国際的二重非課税

(※) 國際的な二重課税を排除するため、外国子会社から日本の親会社に支払われる配当(外国において法人税が課された後の利益から支払われる)については、親会社の益金に算入せず、課税しない制度
(注: 配当を得るために要した費用を考慮し、配当額の95%を益金不算入とする)

2 外国子会社合算税制等の見直し（大綱 109 頁～111 頁）

改 正 内 容	適用時期等
内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行う。	
(1) 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%未満（現行20%以下）に変更する。	平成27年4月1日 以後に開始する事業年度
(2) 外国子会社合算税制の適用除外基準について、次の見直しを行う。 ① 事業基準の判定における被統括会社の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人を加える。 ② 事業基準の判定における統括会社の要件のうち、二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることとする要件について、二以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務を行っていることに改める。 ③ 事業基準の判定における事業持株会社の要件に、統括会社の有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額の当該統括会社の有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額に対する割合又は統括会社の外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統括会社の全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合が50%を超えていることを加える。	平成27年4月1日 以後に開始する事業年度
(注) 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が内国法人である被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当するものとする。	
(3) 適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等を保存していない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができるることとする。	平成27年4月1日 以後に開始する事業年度
(注) 上記(1)から(3)までの改正は、特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。	
(4) 特定外国子会社等が子会社（持株割合25%以上等の要件を満たす法人をいう。以下(4)において同じ。）から受ける損金算入配当等の額（当該子会社から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該子会社の本店所在地国の法令において当該子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合におけるその受ける配当等の額をいう。(5)及び(6)において同じ。）は、当該特定	平成28年4月1日 以後に開始する事業年度

改 正 内 容	適用時期等
<p>外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除しないこととする。</p>	
<p>(5) 特定外国子会社等が他の特定外国子会社等（上記（4）の子会社に該当するものに限る。以下（5）において同じ。）から受ける損金算入配当等の額のうち、当該他の特定外国子会社等の合算対象とされた金額から充てられた部分の額は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除する。</p>	<p>平成28年4月1日以後に開始する事業年度</p>
<p>（注）上記（4）及び（5）の改正は、特定外国子会社等の平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額について適用する。</p>	
<p>(6) 内国法人が特定外国子会社等（上記1（1）の外国子会社に該当するものに限る。以下（6）において同じ。）から受ける損金算入配当等の額のうち、当該内国法人の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において当該特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、当該内国法人の所得の金額の計算上益金の額に算入しないこととする。</p>	<p>平成28年4月1日以後に開始する事業年度</p>
<p>（注1）上記（6）の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額について適用する。</p>	
<p>（注2）平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額（平成28年4月1日において有する当該特定外国子会社等の株式等に係るものに限る。）については、従前どおりの取扱いとする。</p>	
<p>(7) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、上記（1）及び（3）から（6）までと同趣旨の改正を行う。</p>	
<p>(8) その他所要の措置を講ずる。</p>	

拡充・検討事項

(3-1) 外国子会社会算税制における適用除外基準等の見直し（法人税・法人民税・事業税）

- 日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを低減し、海外展開を後押しするため、現状のビジネス実態を踏まえ、外国子会社合算税制を見直す。

改正概要

○トリガーレートの見直し(現行:20%以下 ⇒ 20%未満)

○適用除外基準等の見直し(①航空機リース事業の取扱い(※) ②被統括会社の範囲 ③税務申告時の別表添付要件)
(※は検討事項)

○「外国子会社会算税制」は、我が国企業が準課税国に実体のない子会社を設置して租税回避を行ふことを防止する制度。
○具体的には、以下の要件を満たさない場合に限り、海外子会社の所得を親会社に合算して課税する。

<「外国関係会社」の判定> 外国法人の株式等の日本法人による保有割合が50%超

該当

<「特定外国子会社等」の判定> 所在する国での租税負担割合が20%以下※ 等

該当

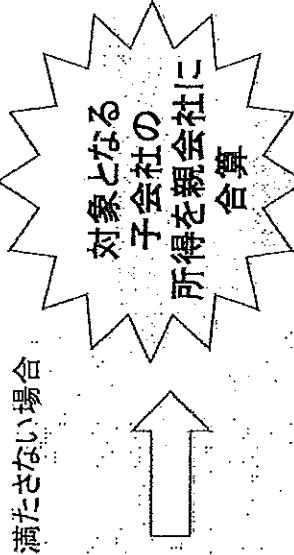
※この水準を「トリガーレート」と呼ぶ

<「適用除外基準」の判定> (税務申告時に別表を添付) ③

- | | |
|--|------------|
| (1) 事業基準 | (2) 實体基準 |
| ○下記の事業が主たる事業でないこと
・株式等・債券の保有
・工業所有権等の提供
・船舶又は航空機の貸付 | (3) 管理支配基準 |

- | |
|-------------------------|
| (4) 非関連者基準 or
所在地国基準 |
|-------------------------|

*海外関係企業を統括する会社に開しては例外規定あり



3 クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の見直し（大綱 112 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>合併等の組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽課税外国法人の定義について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 設立後間もないために、その外国法人の実際の租税負担割合を計算することができない場合には、その外国法人が所得を得たとした場合に適用される本店所在地国の外国法人税の税率をもってその外国法人の租税負担割合とする。</p> <p>(2) 外国子会社合算税制におけるトリガー税率を 20%未満（現行 20%以下）に変更することに伴い、特定軽課税外国法人に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準を 20%未満（現行 20%以下）に変更する。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる合併等について適用する。</p>	平成 27 年 4 月 1 日以後

自民党税制調査会資料

クロスボーダーの組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽課税外国法人の定義の見直し（案）

制度の概要

《適格性の否認》

- 企業グループ内の法人間で行われる合併等の組織再編成のうち、軽課税国に所在する実体のない外国親会社（特定軽課税外国法人）の株式を対価とし、国内の合併法人等にも事業活動の実体が認められないものは、適格合併等に該当しない。
- （※）軽課税国に所在する実体のない外国子会社の株式を軽課税国に所在する実体のない外国親会社（特定軽課税外国法人）に移転する現物出資も適格性が否認される。

《株主段階の譲渡損益の認識》

- 適格合併等に該当しない合併等の場合、軽課税国に所在する実体のない外国親会社（特定軽課税外国法人）の株式の交付を受けた株主は、その合併等の時に旧株に係る譲渡損益を認識する。

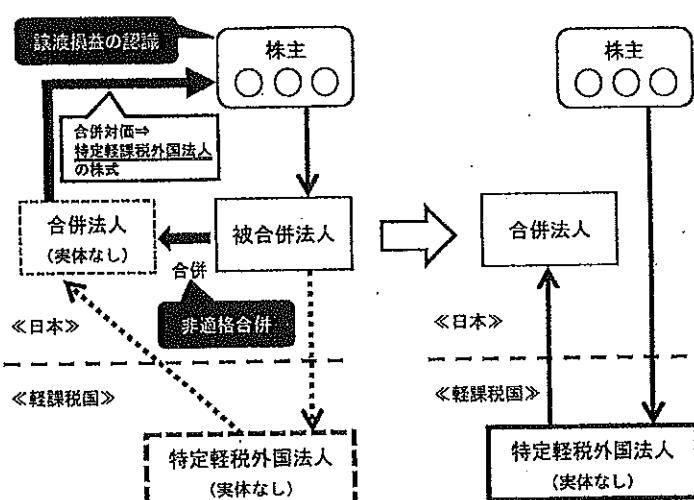
《特定軽課税外国法人の定義の見直し》

【現行】

- 税が存在しない国・地域に所在する外国法人
- 合併等の組織再編成が行われる日を含むその外国法人の事業年度開始の日前 2 年以内に開始した事業年度（前 2 年内事業年度）のうちいずれかの事業年度において租税負担割合が 20%以下（※）であった外国法人

【見直し案】

- 前 2 年内事業年度がない外国法人については、所得を得たとした場合に適用される税率により特定軽課税外国法人に該当するか否かを判定する。
- （※）外国子会社合算税制におけるトリガー税率の見直しに伴い、租税負担割合の基準を 20%未満に変更



4 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備（大綱 106 頁～108 頁）

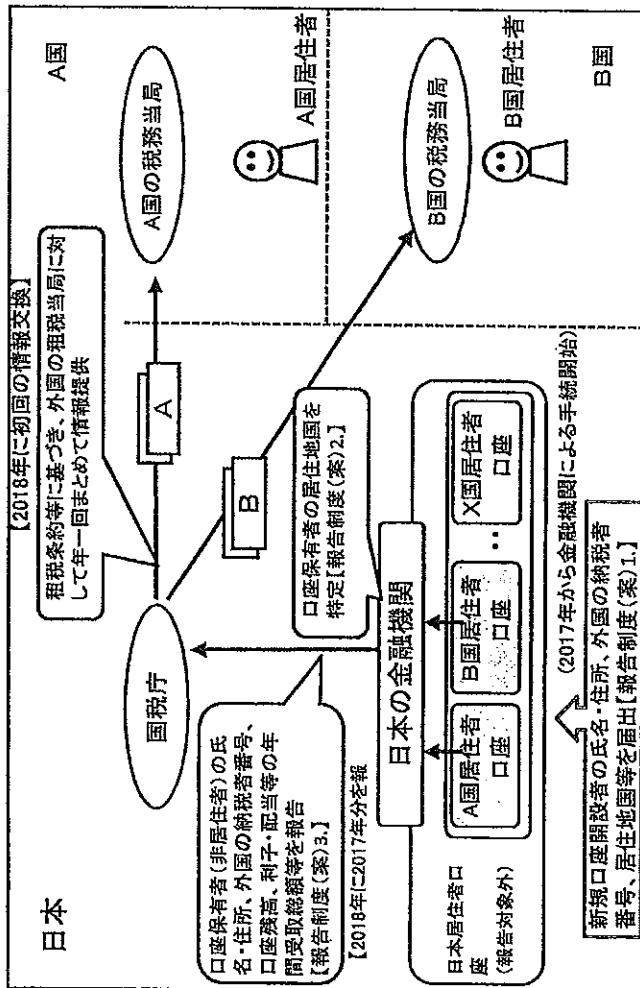
改 正 内 容	適 用 時 期 等
(1) 平成 29 年 1 月 1 日以後に銀行等の一定の金融機関（以下「報告金融機関」という。）との間でその国内にある営業所等を通じて預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結等の一定の取引（以下「特定取引」という。）を行う者は、その者（その者が一定の法人（以下「特定法人」という。）である場合における当該特定法人の支配者である個人を含む。）の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国（その者が居住者として租税を課される国又は地域をいう。以下同じ。）、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号、その者の居住地国が住所に係る国又は地域と異なる場合にはその異なる事情の詳細その他必要な事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。	平成 29 年 1 月 1 日以後（附則 1、130）
(注 1) 上記の「支配者」とは、法人の事業経営を実質的に支配できる関係にある一定の者をいう。	
(注 2) 届出書を提出した者は、その提出後に居住地国の異動があった場合には、報告金融機関に対し、異動後の居住地国その他必要な事項を記載した届出書を提出しなければならない。	
(注 3) 届出書の提出があった場合には、報告金融機関は当該届出書に記載されている事項につき確認をしなければならない。	
(注 4) 届出書に記載すべき事項は、電磁的方法による提供も可能とする。	
(2) 報告金融機関は、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める方法により、その者（その者が特定法人である場合における当該特定法人の支配者である個人を含む。）の居住地国を特定しなければならない。	
① 平成 29 年 1 月 1 日以後に特定取引を行う者 上記（1）により提出された届出書に記載されている事項による方法	
② 平成 28 年 12 月 31 日以前に特定取引を行った者で、同日において当該特定取引に係る契約を有するもの その保有する記録を検索する等の一定の方法	
(注 1) 報告金融機関は、上記②に定める方法による特定の後に上記②に掲げる者の居住地国に異動が生じたことを知った場合には、その者に提出を求めた届出書に記載されている事項による等の一定の方法により、その者の居住地国を特定しなければならない。	
(注 2) 上記②に掲げる者は、上記（1）と同様の事項を記載した届出書を提出することができる。この場合には、報告金融機関は、その届出書に記載されている事項により、その者の居住地国を特定しなければならない。	

改 正 内 容	適用時期等
(注3) 届出書を提出した者は、その提出後に居住地国に異動があった場合には、報告金融機関に対し、異動後の居住地国その他必要な事項を記載した届出書を提出しなければならない。	
(注4) 届出書の提出があった場合には、報告金融機関は当該届出書に記載されている事項につき確認をしなければならない。	
(注5) 届出書に記載すべき事項は、電磁的方法による提供も可能とする。	
(3) 報告金融機関は、その年の12月31日において、当該報告金融機関の国内にある営業所等に報告対象契約がある場合には、当該報告対象契約を有する者（その者が特定法人である場合における当該特定法人の支配者である個人を含む。）の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国、居住地国における納税者番号、同日における当該報告対象契約に係る財産の価額、その年における当該報告対象契約に係る財産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他必要な事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年4月30日までに、電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等に記録して提出する方法により、当該報告金融機関の本店所在地等の所轄税務署長に提供しなければならない。	
(注) 上記の「報告対象契約」とは、特定取引に係る契約のうち、次のいずれかの者が有するものをいう。	
① 租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域（以下「報告対象国等」という。）を居住地国とする者（以下「報告対象者」という。）	
② 報告対象国等以外の国又は地域を居住地国とする特定法人であつて、当該特定法人の支配者である個人が報告対象者であるもの	
(4) 報告金融機関は、特定取引を行った者（その者が特定法人である場合における当該特定法人の支配者である個人を含む。）の居住地国のために採った措置その他必要な事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。	
(5) 報告事項の提供に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。	
(6) 届出書の不提出・虚偽記載又は報告事項の不提供・虚偽記載若しくは報告事項の提供に関する調査に係る検査忌避等に対する罰則を設ける。	
(7) その他所要の措置を講ずる。	
(注) 上記の改正は、平成29年1月1日から適用する。	

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備(案)

- « G20、OECDでの合意 »
- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
 - これを受け、OECDは、各国税務当局が各自の金融機関から報告される非居住者の口座情報(氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準(共通報告基準)を策定し、2014年7月に公表。G20は、同基準の早期実地に合意。
- « 上記合意を受けた日本の対応 »
- 日本においては、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備する。
 - 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始する。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施する。

「日本から外国への情報提供のイメージ」



【報告制度(案)】

1. 金融機関に新たに口座を開設する者は、その者の氏名等の情報を記載した届出書を金融機関に提出
 2. 金融機関は、新規口座保有者及び既存口座保有者の居住地国を特定
 3. 金融機関は、一定の条約相手国を居住地国とする口座保有者の金融口座情報を国税庁に報告
 4. 報告制度の実効性を確保するため、以下を整備
 - (1) 金融機関に対する居住地国の特定に関する記録の作成・保有義務
 - (2) 金融機関の報告に関する調査のための質問検査権
 - (3) 罰則(届出書の不提出、金融機関の不報告、調査に係る検査忌避等)
 5. 平成29年(2017年)1月1日から適用
- (注) 金融機関から報告を受けた金融口座情報は、租税条約等の情報交換の規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

5 クロスボーダー取引の円滑化のための措置の創設（大綱 108 頁～109 頁）

改 正 内 容	適用時期等
(1) 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引に関して当該国内金融機関等に預託する証拠金で一定のものにつき支払を受ける利子について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税を非課税とする。	平成27年7月1日以後
(2) 外国金融機関等が平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引で金融商品取引清算機関がその債務を負担するものに係る証拠金につき当該外国金融機関等が支払を受ける利子及び国内金融機関等が同日までに行う店頭デリバティブ取引で外国金融商品取引清算機関がその債務を負担するものに係る証拠金につき当該外国金融商品取引清算機関が支払を受ける利子について、上記(1)と同様の措置を講ずる。	
(注) 上記の改正は、平成27年7月1日以後に支払を受けるべき利子について適用する。	

金融庁資料

◆ デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置

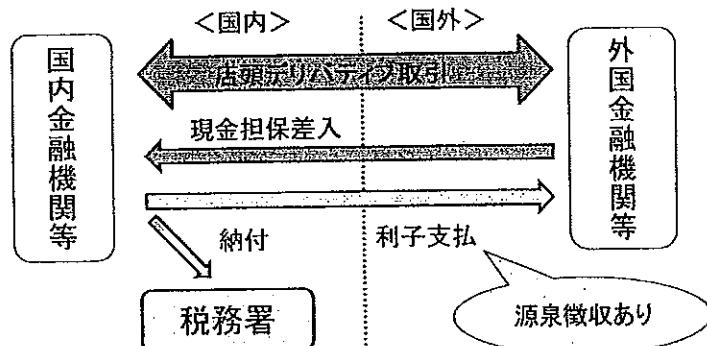
【現状及び問題点】

- デリバティブ取引に起因するシステム・リスクを抑制するため、平成23年のG20カンヌ・サミットにおいて、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が合意されたところ。
- わが国でも平成27年12月から、中央清算されない店頭デリバティブ取引について証拠金規制が導入される予定。
- 諸外国では、金融機関が店頭デリバティブ取引に係る証拠金として海外の金融機関から受け入れた現金担保の利子について源泉徴収が不要とされる場合が多いが、わが国では源泉徴収が必要。

【大綱の概要】

外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月末までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする。

【現行税法】※中央清算されない場合の関係図



6 國際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施（大綱 111 頁～112 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>平成 26 年度税制改正で措置された國際課税原則の帰属主義への変更（平成 28 年 4 月 1 日施行）が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 外国法人が得る履行期間が 6 月未満の売掛債権等に係る利子は、法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当しない旨を明確化する。</p> <p>(2) 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、恒久的施設に帰属しなくても課税対象となる国内不動産の譲渡所得や貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による譲渡又は取得に相当する内部取引があった場合には、当該内部取引は、その資産の内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額により行われたものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとする。</p> <p>この場合の当該外国法人の恒久的施設における内部取引に係る資産の取得価額は、当該内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額とする。</p> <p>(注) 非居住者の恒久的施設と事業場等との間の内部取引についても、上記（2）と同様の措置を講ずる。</p> <p>(3) 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度による損金算入額は、確定申告書等に記載された金額を限度とする。</p> <p>(4) 内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得に区分して計算方法を定めるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算について明確化のための所要の整備を行う。</p> <p>また、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引について、上記（2）と同様の措置を講ずる。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成 29 年分以後の所得税について適用する。</p>	

[6] 納税環境整備

1 財産債務明細書の見直し（大綱 113 頁～114 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>財産債務明細書について、次の見直しを行い、新たに、財産債務調書として整備する。（国外送金等調書法 11）</p> <p>(1) 提出基準の見直し 現行の提出基準である「その年分の所得金額が 2 千万円超であること」に加え、「その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 3 億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が 1 億円以上であること」を提出基準とする。</p> <p>(2) 記載事項の見直し 現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。 (注) 財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。</p> <p>(3) 過少申告加算税等の特例 国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。 ② 現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととする。 (注) この場合、運用上、財産債務調書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとする。 ③ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする。 ④ その他所要の措置を講ずる。 (注) 上記の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用する。 	平成 28 年 1 月 1 日以後(附則 101)

財産債務明細書の概要（国外財産調書との比較）

	財産債務明細書	外国財産調書
根拠規定	所得税法232条	外国送金等調書法5条
対象者	所得税申告書を提出する者	居住者
提出基準	・所得2千万円超 ・確定申告書に添付 ・対象者36万人(提出者16万人)	・国外財産5千万円超 ・提出者5,539人(平成25年分)
記載項目	財産・負債(区分、種類、価格)	国外財産(区分、種類、用途別、所在別、数量、価額)
質問検査権	所得税調査の際の質問検査権で確認	国外財産調書に関する質問検査権で確認
インセンティブ	なし	所得税・相続税の過少申告加算税等を5%加減算
罰則	なし	不提出・虚偽記載の場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

財産債務明細書の見直しについて(案)

国外財産調書(平成24年度改正で導入)を参考として、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、現行の財産債務明細書の見直しを行い、新たに財産債務調書として整備する。

※ 出国時特例の課税にも活用が可能となる。

見直し案

- 提出基準 [現行：所得 2千万円超]
 「所得 2千万円超」かつ「総資産 3億円以上 または 有価証券等※ 1億円以上 (12月31日時点)」
 ※ 「有価証券等」の範囲は、出国時特例の対象資産と同様
- 記載内容は、国外財産調書と同様とする(例：不動産は所在地別に、有価証券等は銘柄別に記載。価額は原則として時価(見積価格も可)とする。)。
 なお、出国時特例に活用する観点から、有価証券等については取得価格も併記。
- 加算税の加減算によるインセンティブ措置の導入
 所得税・相続税の申告漏れがあった場合、
 - ① 財産債務調書に記載がある部分については、過少(無)申告加算税を 5%軽減する(所得税・相続税)
 - ② 財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少(無)申告加算税を 5%加重する(所得税)
- その他
 - ① 不提出及び虚偽記載に係る罰則規定は設けない。
 - ② 平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用。
 - ③ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮する。

平成 28 年 1 月 1 日以後の財産債務調書の提出基準

所得金額 2,000 万円超	加え	総資産 3 億円以上	または	有価証券等 1 億円以上	提出の有無
① 2,100 万円(○)		3 億円(○)		1 億円(○)	有り
② 2,100 万円(○)		3 億円(○)		9,000 万円(×)	有り
③ 2,100 万円(○)		2 億 9,000 万円(×)		1 億円(○)	有り
④ 2,100 万円(○)		2 億 9,000 万円(×)		9,000 万円(×)	無し
⑤ 2,000 万円(×)		3 億円(○)		1 億円(○)	無し
⑥ 2,000 万円(×)		3 億円(○)		9,000 万円(×)	無し
⑦ 2,000 万円(×)		2 億 9,000 万円(×)		1 億円(○)	無し
⑧ 2,000 万円(×)		2 億 9,000 万円(×)		9,000 円(×)	無し

<解説>

1 ①～③の場合

所得金額が 2,000 万円超 (2,100 万円) の場合には、総資産が 3 億円以上または有価証券等が 1 億円以上のいずれかに該当すれば、財産債務調書の提出が必要になります。

2 ④の場合

所得金額が 2,000 万円超 (2,100 万円) であっても、総資産が 3 億円未満 (2 億 9,000 万円) であるとともに有価証券等が 1 億円未満 (9,000 万円) であれば、財産債務調書の提出が不要になります。

3 ⑤～⑦の場合

所得金額が 2,000 万円以下 (2,000 万円) の場合には、総資産が 3 億円以上または有価証券等が 1 億円以上の両者（またはいずれか）に該当しても、財産債務調書の提出が不要になります。

4 ⑧の場合

所得金額が 2,000 万円以下 (2,000 万円) であり、総資産が 3 億円以上 (2 億 9,000 万円) 及び有価証券等が 1 億円以上 (9,000 万円) に該当しないため、財産債務調書の提出が不要になります。

※ 国外送金等調書法（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律）

<第 6 条の 2 財産債務調書の提出>

第 1 項 次の各号に掲げる申告書を提出すべき者は、当該申告書に記載すべきその年分の所得税法第 22 条（課税標準）第 2 項に規定する総所得金額及び同条第 3 項に規定する山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超えるか、かつ、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（同法第 60 条の 2（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。）を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）並びにその者が同日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」という。）を、その年の翌年の 3 月 15 日までに、その者の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該財産債務調書を提出しないで死亡したときは、この限りでない。

第 1 号 所得税法第 120 条（確定所得申告）第 1 項（同法 166 条（申告納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（同法 124 条（確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告）第 1 項（同法 166 条（申告納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定に該当して提出すべきものを除く。）

第 2 号 所得税法第 127 条（年の中途で出国する場合の確定申告）第 1 項（同法 166 条（申告納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書

第 2 項 第 5 条（国外財産調書の提出）第 1 項の規定の適用がある場合における国外財産に係る財産債務調書に記載すべき事項（当該国外財産の価額を除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該財産債務調書への記載を要しないものとする。

第 3 項 前項に定めるもののほか、財産の所在及び価額に関する事項その他第 1 項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

＜第6条の3 財産債務調書に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例＞

第1項 第6条（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）第1項の規定は、財産（前条第2項の規定により財産債務調書への記載を要しない国外財産を除く。以下この項及び次項において同じ。）若しくは債務に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税（次項において「財産債務に係る所得税」という。）又は財産に対する相続税に関し修正申告等があり、国税通則法第65条（過少申告加算税）又は第66条（無申告加算税）の規定の適用がある場合において、提出期限（前条第1項の提出期限をいう。次項において同じ。）内に税務署長に提出された財産債務調書に当該修正申告等の基となる財産又は債務についての前条第1項の規定による記載があるときについて準用する。

第2項 第6条（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）第2項の規定は、財産債務に係る所得税に関し修正申告等（死亡した者に係るものと除く。）があり、国税通則法第65条（過少申告加算税）又は第66条（無申告加算税）の規定の適用がある場合において、前条第1項の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された財産債務調書に記載すべき当該修正申告等の基となる財産若しくは債務についての記載がないとき（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）について準用する。

第3項 第6条（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）第3項から第5項までの規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置（大綱 114 頁）

改 正 内 容	適 用 時 期 等
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（以下「マイナンバー」という。）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。</p> <p>（注1）番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。</p> <p>（注2）上記の改正は、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。</p>	

自民党税制調査会資料

マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用に係る今後のスケジュール（予定）

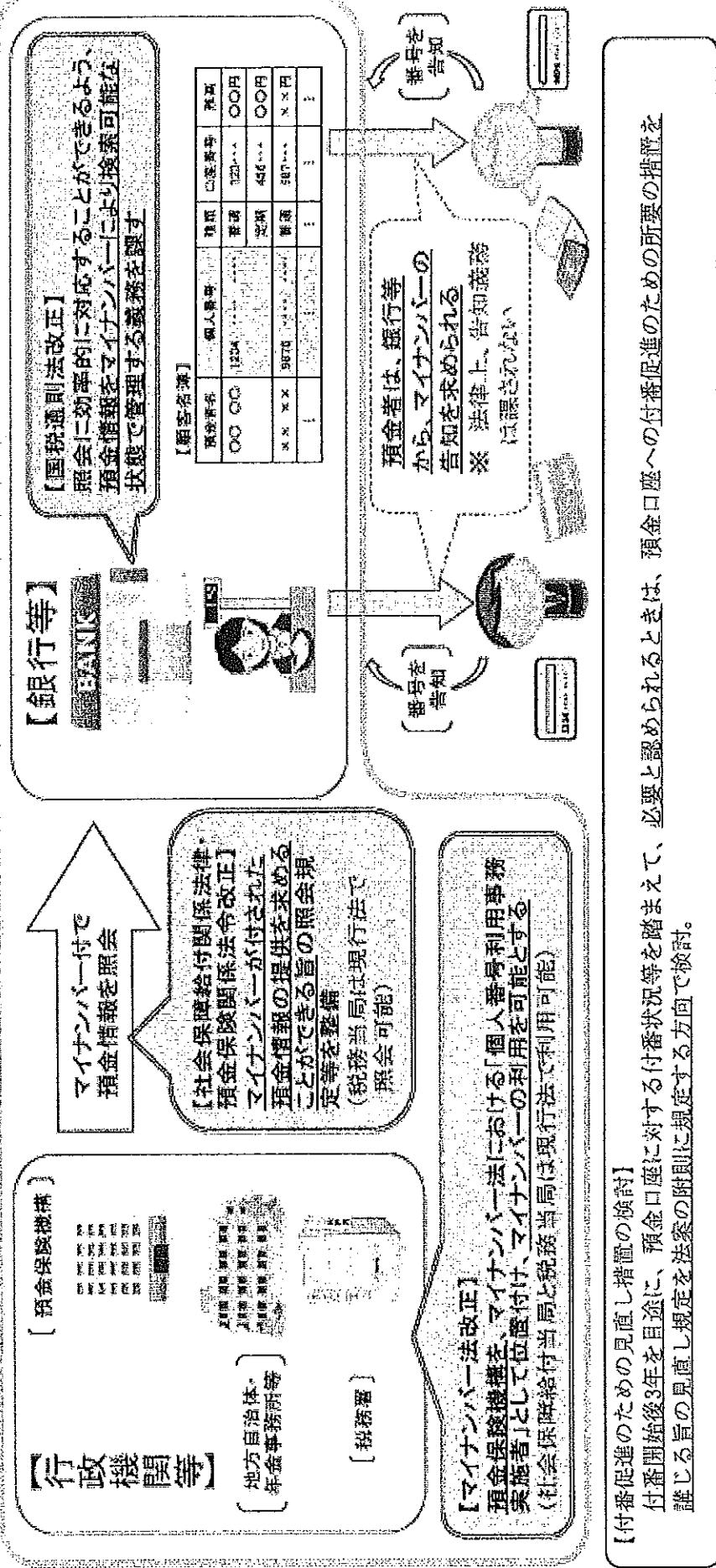
- ◆ 平成 27 年通常国会 番号法等の改正法案を提出
- ◆ 平成 27 年 10 月（予定） 個人番号の通知開始
- ◆ 平成 28 年 1 月（予定） 個人番号の利用開始・個人番号カードの交付開始
- ◆ 平成 30 年 1 月（予定） マイナンバーが付された預金情報の利用開始
- ◆ 平成 33 年 1 月（予定） 付番状況を踏まえて更なる付番促進策について検討

マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について(案)

財務省資料

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようになります。その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保険制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる（平成30年1月から施行）。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定）。

(注)内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出する予定。



3 税務関係書類に係るスキヤナ保存制度の見直し（大綱 114 頁～115 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>国税関係書類に係るスキヤナ保存制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 対象書類の見直し</p> <p>スキヤナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行：3万円未満）を廃止する。</p> <p>この際、重要書類（契約書・領収書等をいう。以下同じ。）については、適正な事務処理の実施を担保する規程の整備と、これに基づき事務処理を実施していること（適正事務処理要件を満たしていること）をスキヤナ保存に係る承認の要件とする。</p> <p>(注) 上記の「適正事務処理要件」とは、内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることをいう。</p> <p>(2) 業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し</p> <p>重要書類について、業務処理後にスキヤナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件を廃止する。</p> <p>(3) 電子署名要件の見直し</p> <p>スキヤナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプを付すこととともに、入力者等に関する情報の保存を要件とする。</p> <p>(4) 大きさ情報・カラー保存要件の見直し</p> <p>重要書類以外の書類について、スキヤナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、グレースケール（いわゆる「白黒」）での保存でも要件を満たすこととする。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用する。</p>	平成27年9月30日 以後

国税関係書類のスキャナ保存の要件緩和（対象書類）（案）

現 行

- スキャナ保存制度の対象となる書類は、国税関係書類のうち、次に掲げる書類以外の全ての書類とされている。
 - ① 帳簿・決算関係書類
 - ② 記載金額が3万円以上の契約書・領収書

見直し案

- 重要書類について、契約書・領収書に係る3万円の金額基準（上記②）を撤廃し、適正な事務処理の実施を担保する規程を整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施している場合（適正事務処理要件（注）を満たす場合）は、スキャナ保存を認める。

（注）「適正事務処理要件」とは、内部統制を担保するために①相互けん制、②定期的なチェック、③再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることをいう（次頁参照）。

対象書類	帳簿 決算関係書類	重要書類			一般書類 (見積書、注文書等)	
		契約書・領収書		資金移動等直結書類 (納品書、約束手形等)		
		3万円以上	3万円未満			
スキャナ 保存の可否	×	[現 行] X ↓	[現 行] ○ ↓	[見直し案] ○ (適正事務処理要件) (注)	○	

（注）現在スキャナ保存の承認を受けている者については、適正事務処理要件を満たさなくても、3万円未満の領収書等については現行のままスキャナ保存を可能とする経過措置を別途規定。

適正事務処理要件

以下のような内部統制を担保するための体制・手続等を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していること。

① 相互けん制

取引の承認、取引の記録、資産の管理に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互けん制が機能する事務処理の体制及び手続き

② 定期的なチェック

定期又は隨時に事務処理手続きのチェック・検査を行う仕組み

③ 再発防止策

検査等を通じて問題点が把握された場合に、経営者を含む社内幹部に情報が速やかに報告されるとともに、原因究明や改善策の検討、必要に応じて手続規程等の見直しがなされる体制及び手続き

※1 法令により内部統制の整備を行っている納税者（金融商品取引法においては上場会社等）については、特段の対応をしなくても、基本的には適正事務処理要件が満たされることとなる。

※2 中小企業等においても、上記のような体制・手続等を社内規程等において整備し、事務処理を行うことで、適正事務処理要件を満たすことができる（上記の考え方を通達に規定し、社内規程等の雛形を国税庁HPに掲載予定）。

国税関係書類のスキャナ保存の要件緩和（改ざん防止等）（案）

現 行

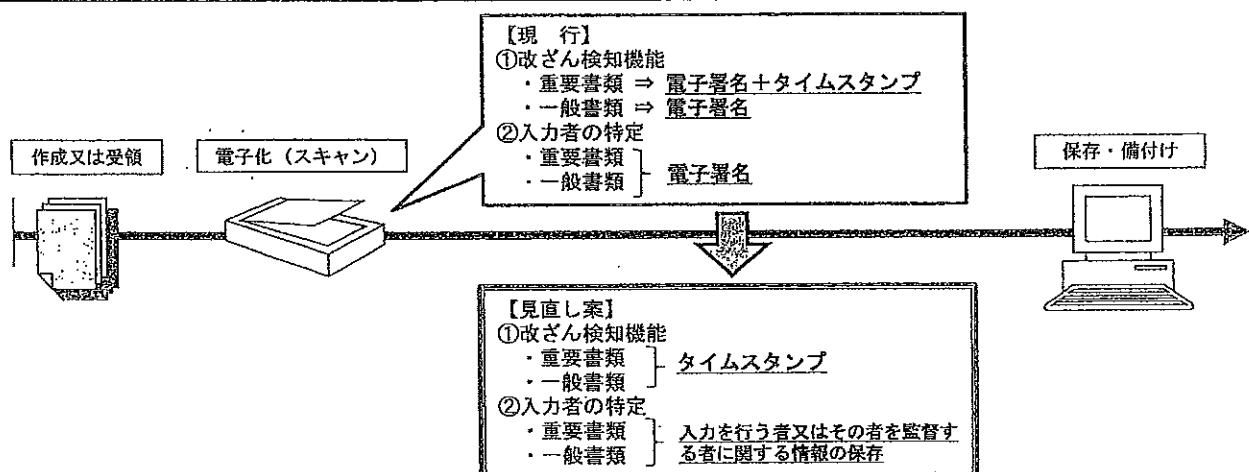
- 改ざん検知機能として、「重要書類」には電子署名及びタイムスタンプが、「一般書類」には電子署名が要件とされている。また、入力者を特定するために、重要書類及び一般書類の入力時には電子署名が要件とされている。

見直し案

- ① 改ざん検知機能としての電子署名の要件を撤廃し、タイムスタンプのみとする。
- ② 入力者特定のための電子署名の要件を撤廃し、入力者又はその者を監督する者に関する情報の保存を要件とする。

【見直し理由】

電子署名には、①改ざん検知機能と②入力者の特定があるが、①についてはタイムスタンプを付すことで代替が可能であり、②については入力を行う者又はその者を監督する者の情報を保存（入力者等のIDの電子的保存又は入力者等が記載された書面の保存）することにより確認が可能であることから、電子署名の要件を撤廃するもの。



国税関係書類のスキャナ保存の要件緩和（原本との同一性確保）（案）

現 行

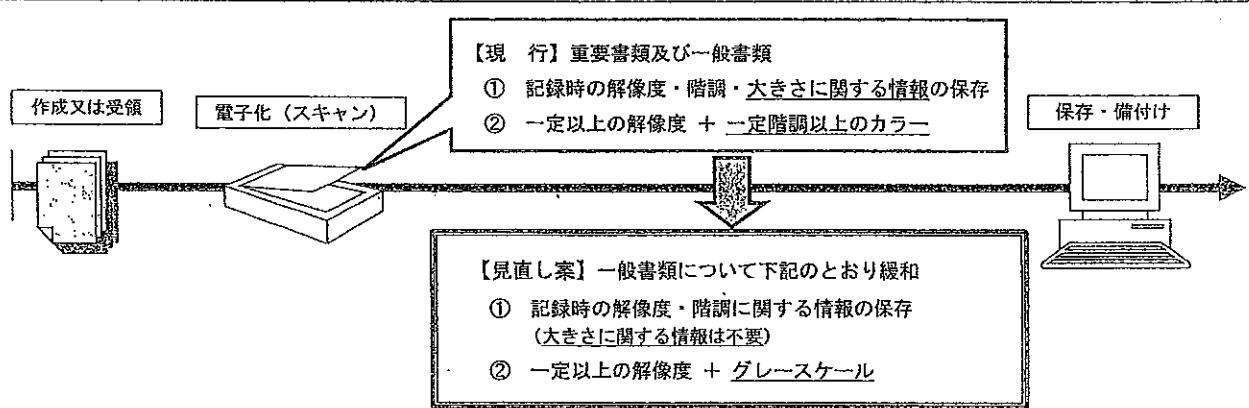
- 原本との同一性を確保するため、次の①②の要件を満たす電子計算機処理システムを使用することとしている。
 - ① 記録時の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存すること
 - ② 一定以上の解像度・カラー階調（色の濃さ）で読み取るスキャナを使用すること

見直し案

- 一般書類について、上記①の「大きさに関する情報」の保存は不要とするとともに、上記②のカラー階調要件を緩和し、グレースケール（いわゆる「白黒」）での保存を可能とする。

【見直し理由】

- 一定以上の解像度が維持されれば、グレースケールによっても、書類の内容を確認することが可能。また、企業のデータ容量削減の観点から、重要性の低い一般書類について、大きさに関する情報の保存を不要とし、カラー階調要件を緩和するもの。



※重要書類は、現行どおり（大きさに関する情報の保存、カラー階調）

4 猶予制度の見直し(大綱 116 頁~119 頁)

改 正 内 容	適用時期等
(地方税) 地方税法総則に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど次の措置を講ずる。その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。	
(1) 換価の猶予の特例（申請）の創設	平成 28 年 4 月 1 日以後
① 地方団体の長は、滞納者につき地方税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その地方税の納期限から地方団体の条例で定める期間の末日までにされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付すべき地方税（徴収猶予の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとする。 ただし、その申請に係る地方税以外の当該地方団体の地方税（猶予の申請中の地方税及び一定の猶予中の地方税を除く。）その他地方税以外の債権の滞納がある場合その他の地方団体が条例で定める場合には、適用しないものとすることが能够することとする。	
② 上記①の換価の猶予をする場合には、その猶予に係る地方税（その納付を困難とする金額として、滞納地方税の額から納付可能な額を控除した一定の額を限度とする。）の納付については、その猶予に係る金額をその猶予期間内において、地方団体の条例で定めるところにより分割して納付させるものとする。この場合は、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、分割して納付させるそれぞれの金額が合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならないこととする。	
③ 地方団体の長は、上記①の換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、滞納者の申請に基づき、その期間を延長（当初の猶予期間と併せて 2 年間を限度）することができるることとする。	
④ 換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、次の事項その他の地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の地方団体の条例で定める書類を添付した上で提出しなければならないこととする。	
イ 地方税を一時に納付することによりその事業の継続若しくはその生活の維持が困難となる事情の詳細又は猶予期間を延長する場合の	

改 正 内 容	適用時期等
<p>その期間内に納付することができない理由 <input type="checkbox"/> 納付を困難とする金額及び猶予を受けようとする期間</p>	
<p>⑤ 上記の他、延滞金の軽減については換価の猶予（職権）と同様とし、担保の徴取基準、猶予の申請手続（猶予の不許可事由、申請に係る補正の手続等、猶予の取消事由）については、見直し後の徴収猶予（下記（2）①及び④から⑥までを参照）と同様とする。</p>	
<p>(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する地方税について適用する。</p>	
<p>(2) 徴収猶予及び換価の猶予（職権）の見直し</p>	
<p>① 担保の徴取基準の見直し <input type="checkbox"/> 地方団体の条例で定める場合には担保を不要とする。</p>	平成28年4月1日 以後
<p>② 納付方法の見直し <input type="checkbox"/> イ 徴収猶予をする場合 その猶予に係る金額をその猶予期間内において、地方団体の条例で定めるところによりその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができることとする。</p>	
<p>(注) 法人の事業税に係る徴収猶予の納付方法についても同様とする。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 換価の猶予をする場合 上記（1）②と同様とする。</p>	
<p>③ 申請・添付書類の整備 <input type="checkbox"/> イ 徴収猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事項の詳細、猶予を受けようとする金額・期間その他の地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、担保の提供に関する書類その他の地方団体の条例で定める書類を添付（災害等による徴収猶予の場合で提出が困難な場合を除く。）した上で提出しなければならないこととする。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合において、地方団体の長は、必要があると認めるときは、財産目録、担保の提供に関する書類その他の地方団体の条例で定める書類又は分割納付計画書の提出を求めることができるることとする。</p>	
<p>④ 猶予の不許可事由の整備 <input type="checkbox"/> 地方団体の長は、徴収猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、その猶予を認めないことができることとする。 <input type="checkbox"/> イ 滞納者の財産につき強制換価手続が開始された場合等一定の場合にその者がその猶予に係る地方税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき</p>	

改 正 内 容	適用時期等
<p>口 申請に係る事項についての徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき</p> <p>ハ 不当な目的で猶予の申請がなされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき</p> <p>ニ 上記の他、地方団体の条例で定める場合に該当するとき</p> <p>(5) 申請に係る補正の手続等</p> <p>提出された申請書若しくは必要な添付書類についてその記載に不備があった場合又は必要な添付書類の提出がなかった場合には、地方団体の長はこれらの書類の訂正又は提出を申請者に請求することができるとしている。この場合において、請求後地方団体の条例で定める期間内にこれらの書類について訂正又は提出がされなかつた場合には、徴収猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請は取り下げたものみなすこととする。</p> <p>(6) 猶予の取消事由の整備</p> <p>猶予の取消し（猶予期間の短縮を含む。）の事由について、次の場合をその対象に加える。</p> <p>イ 上記②により定めた分割納付の方法により地方税を納付しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）</p> <p>口 新たにその猶予に係る地方税以外の当該地方団体の地方税その他地方団体の条例で定める債権を滞納したとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）</p> <p>ハ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予をしたことが判明したとき</p> <p>ニ 上記の他、地方団体の条例で定める場合に該当するとき</p> <p>(7) 徴収猶予の申請に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に申請される徴収猶予又は同日以後にされる換価の猶予について適用する。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p>	

地方税における猶予制度の見直し(案)

- 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しが、その際、地方分権を行なうが、その際、地方税を推進する観点や、地方税に関する事項などを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。
- (注)平成28年4月1日から施行。

要件	延滞金	その他	
		現行	見直し(案)
① 災害、盗難、病気等 ② 事業の休廃止等 ③ 懲課決定等の処分の遅延 〔納税者の申請〕	(①の場合) 免除 (②・③の場合) 新規減 (26年[は]1.9%) (27年[は]1.8%)	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) 原則、担保が必要 ※50万円以下の場合は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 ※条例で定める場合は不要 (条例で定める分割納付の規定整備 ・資産・収入等の条例で定める資料 提出(提出困難な場合を除く。)) ・分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付の方法による ・資産・収入等の条例で定める資料 提出(不許可事由・取消事由を含む。)) ・申請に係る質問検査権の整備
換価の猶予 〔地方団体の長 の職権〕 【新設(案)】 〔納税者の申請〕 〔申請期限: 納税期限から条例 で定める期間内〕	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 事業継続・生活維持困難 ② 猶予することが徴収上有利	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) 原則、担保が必要 ※50万円以下の場合は不要 (条例で定める分割納付の規定整備 ・資産・収入等の条例で定める資料 提出(不許可事由・取消事由を含む。)) 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 ※条例で定める場合は不要 (条例で定める分割納付の方法による ・資産・収入等の条例で定める資料 提出(提出困難な場合を除く。))

5 個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し（大綱 119 頁～120 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>所得税の申告に基いて個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定が行われた場合等に生じる過納金に係る還付加算金の起算日について、所得税の還付加算金の起算日と同様の扱いとする。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成27年4月1日以後に還付のため支出を決定し又は充当する過納金に加算すべき金額について適用する。</p>	平成27年4月1日以後

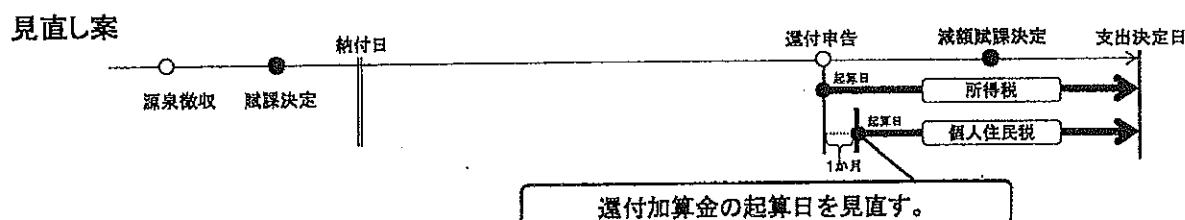
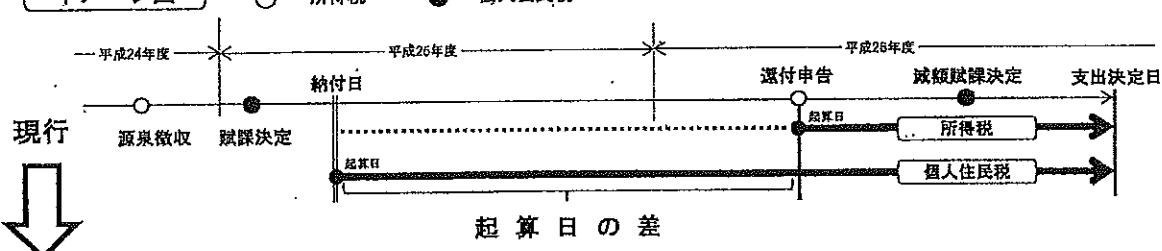
自民党税制調査会資料

個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し(案)

見直し案

- 所得税の還付申告に基いて個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日を還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日とし、所得税の還付加算金の起算日と概ね一致させるようとする。
(注) 平成27年4月1日から施行。

イメージ図



* その外、所得が更正の請求に基づき更正されたことに基づいてされた個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定により生じた過納金のうち、その還付加算金の起算日が納付日の翌日とされているものについても、同様に見直しを行い、起算日を「更正の通知がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日」とする。

6 電子申告手続の簡素化等（大綱 120 頁～121 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>(1) 電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、個人が、当該申請等に係る開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>(注1) 本人確認は、次のいずれかの方法により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認 ② 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認 ③ 税務署への来署時における税務署職員による本人確認 <p>(注2) 上記の改正は、平成29年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用する。</p>	平成29年1月4日以後
<p>(2) 電子情報処理組織により申請等を行う場合において書面により提出をする必要がある一定の書類については、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を当該申請等に併せて送信することにより、書面による提出に代えることができるこことする。この場合において、当該書類のうち法令の規定により原本を提出することが必要とされている書類については、税務署長は、確定申告等の期限から5年間（贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年間、法人税に係る純損失等がある場合については9年間）、その内容の確認のために当該書類の提出等を求めることができることとする。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用する。</p>	平成28年4月1日以後
<p>(3) 地方税当局の申告書作成システムに係る端末を使用して電子情報処理組織により行う所得税等の申告については、地方公共団体の職員による本人確認を前提に、当該申告を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>これにより、自宅等からの本人による電子情報処理組織を使用した申告と同様、添付すべき書類の記載事項を入力して送信することで当該書類の添付を省略するとともに、作成された申告書については、電磁的記録のまま国税当局に引き継ぐことを可能とする。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成29年1月4日以後に電子情報処理組織により申告を行う場合について適用する。</p>	平成29年1月4日以後

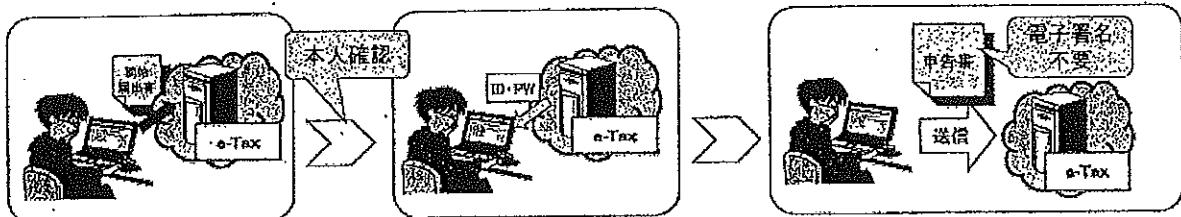
e-Taxにおける認証方式の簡素化(案)

現 行

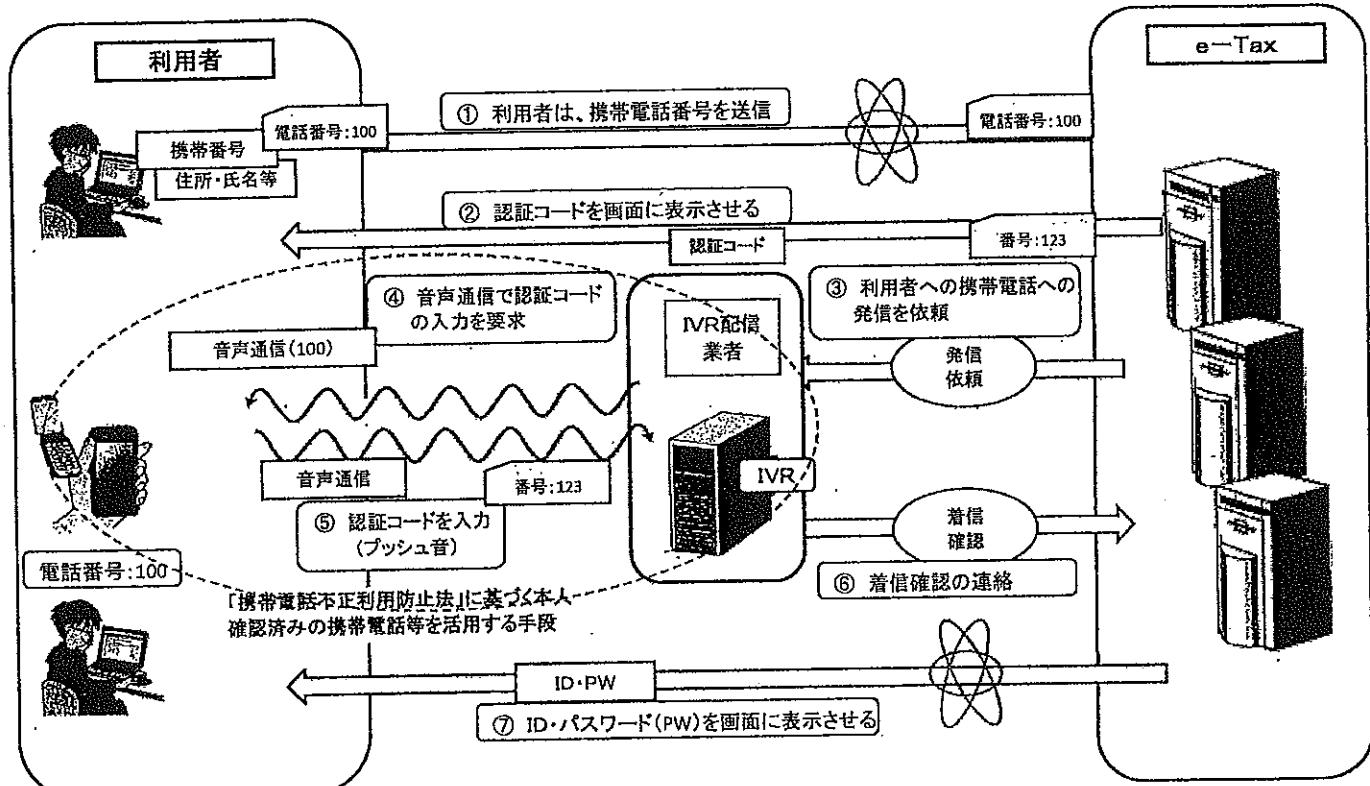
- 個人の納税者がe-Taxにより申告等を行う場合には、原則として、公的個人認証による電子署名の添付が必要。
 - 電子署名が要件とされており、そのためにはICカードリーダライタを購入する必要があり、準備が面倒との指摘。
 - 2種類のパスワード(①電子証明書用、②e-Taxログイン用)を入力せざるを得ず、e-Taxによる申告手続が煩雑との指摘を受ける大きな要因となっている。
 - 所得税申告のe-Tax利用率は伸びているが(51.8%※)、自宅からのe-Tax割合は小さい(e-Taxによる申告のうち、8%程度※)。
- ※平成25年度

見直し案

- 事前に発行されたID・パスワード(PW)を利用することにより、電子署名を添付することなくe-Taxによる申告等を可能とする。
- ID・パスワードは、次のいずれかの方法による本人確認に基づき発行する。
 - ・ 携帯電話等を利用しての音声通信認証による本人確認
 - ・ 公的個人認証(電子署名)の送信による本人確認
 - ・ 税務署に来署した者について、職員との対面で本人確認



(参考)携帯電話利用認証方式(一例)



e-Taxによる添付書類の提出拡大(案)

自民党税制調査会資料

現行

e-Taxにより申告等を行っても、添付書類については、別途、郵送での提出が必要。

(参考1) 告面による提出が必要な書類の例

◆個人：登記事項証明書、収用証明書、契約書など ◆法人：定款、出資関係図、収用証明書など

(参考2) e-Taxにより申告を行っている法人のうち、4割以上の法人は、別途、告面による提出を行っている（平成23年分）。

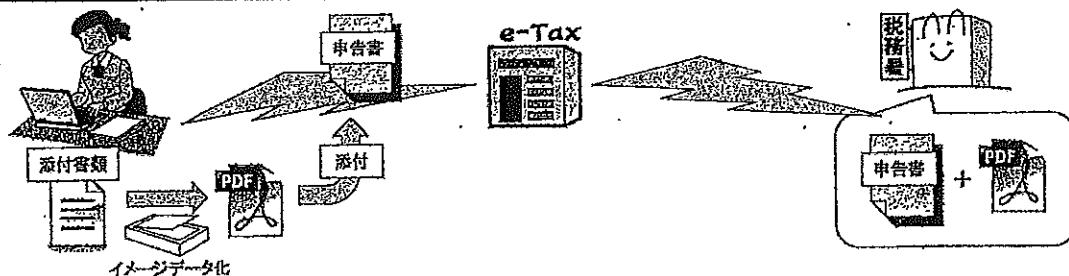
見直し案

○ 添付書類の提出が必要なe-Taxの対象手続（175手続）のうち、特殊なものを除き、ほぼ全ての手続の添付書類を対象に、現在、告面でしか提出手段のないものについて、イメージデータによる提出を可能とする。

(参考) 対象とならない手続は、原本への割印が必要となる印紙税過誤納確認申請など、6手続。

○ 現行制度において原本の提出が必要な書類（登記事項証明書等）についてもイメージデータによる提出が可能となるが、税務署長は、原則として5年間、その内容の確認のために当該原本の提出等を納税者に求めることとする。

※ 現行の所得税申告における第三者作成書類に係る添付省略制度については、税務署長は5年間、納税者に対し原本の提出を求めることが可能。



地方税当局の申告書作成システムによる所得税等の申告の簡素化(案)

現状

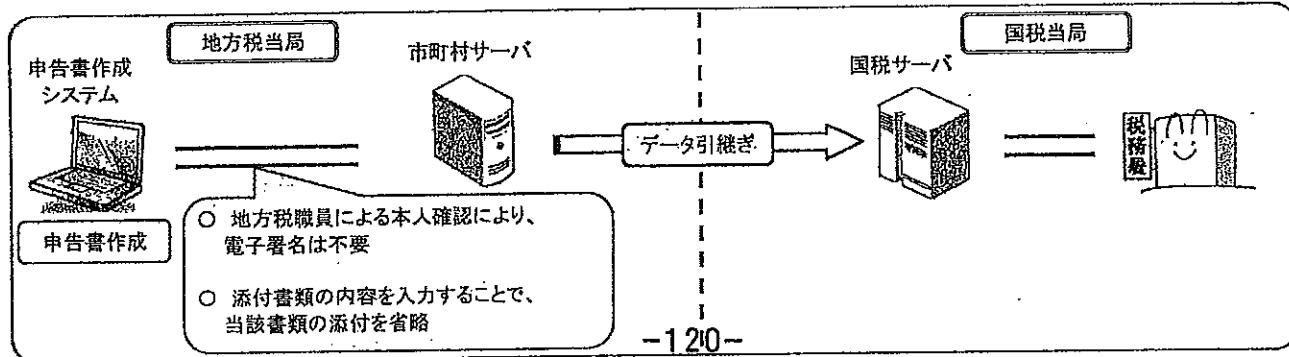
○ 地方税当局の申告相談会場において、申告書作成システムを利用して作成された所得税等の申告書については、地方税当局が紙に出力した後、税務署が回収し、KSへ入力を行っている（電子⇒紙⇒電子）。

(参考) 地方税当局における税務相談：確定申告の全相談件数の31%は地方税当局におけるもの（平成25年分）

見直し案

○ 納税者が地方税当局の申告書作成システムにより所得税等の申告書を作成する場合には、地方税職員による本人確認を前提に、電子署名の添付を省略するとともに、自宅等からの本人による電子申告と同様、添付すべき書類の内容を入力することで、当該書類の添付を省略する。

○ 地方税当局の申告書作成システムで作成した所得税等の申告書については、紙ではなく、電子データのまま、国税当局へ引き継ぐことを可能にする（電子⇒電子）。



7 調査手続の見直し（大綱 121 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>調査手続について次の見直しを行う。(通則法 74 の 9、74 の 11)</p> <p>(1) 調査が終了した後において「新たに得られた情報」に照らし非違があると認めるときは再調査を行うことができる規定について、再調査の前提となる前回調査の範囲を「実地の調査」に限ることとし、前回調査が「実地の調査以外の調査」である場合には、「新たに得られた情報」がない場合であっても再調査を行うこととする。</p> <p>(注) 上記の改正は、再調査の前提となる前回調査が平成 27 年 4 月 1 日以後に開始され、その前回調査後に行う再調査について適用する。</p> <p>(2) 複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとする。(税理士法 34、附則 100)</p> <p>(注) 上記の改正は、平成 27 年 7 月 1 日以後に行う事前通知について適用する。</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日以後(附則 53)</p>

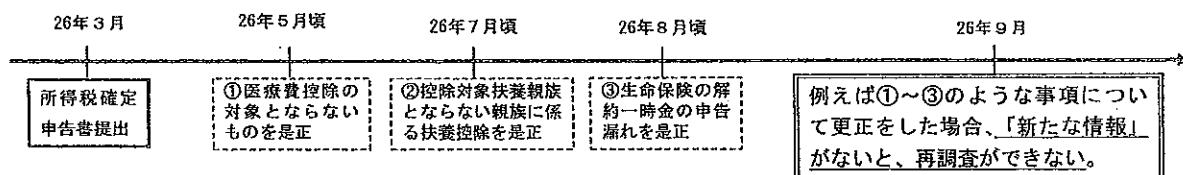
「再調査」の制限の対象となる調査の見直し（案）

自民党税制調査会資料

現行制度の考え方

- 再調査規定は、税務調査は、納税者の負担の下に実施され、調査により既に当該年分の課税標準等について、確認・是正がなされたはずである、との考え方から、調査が終了した事案について再び質問検査等を行うためには、当初の調査の際には有していなかった「新たな情報」が入手された場合に限定するもの。

（参考）問題となる事例（客観的・限定的な誤りの例）



見直し案

- 再調査規定の前提となる調査を「実地の調査」に限定する（源泉所得税に係る納税の告知のための調査についても、同様）。
 - ※1 当初申告に客観的・限定的な誤りがある場合には、納税者の負担にも配慮し、行政指導により、判明している誤り項目のみの早期是正を図ることとしている。このうち、行政指導に応じた者からは修正申告書が提出されるが、行政指導に応じない者については、更正により是正することとなる（調査を行い更正処分を行う）。このため、現行制度では、行政指導に応じない者に対しては、行政指導に応じた者と異なり、新たな情報がないと再調査が行えないこととなっている。
 - ※2 「実地の調査」とは、納税者の事業所等に臨場して行う調査をいう。

複数税務代理人に対する事前通知の手続の簡素化（案）

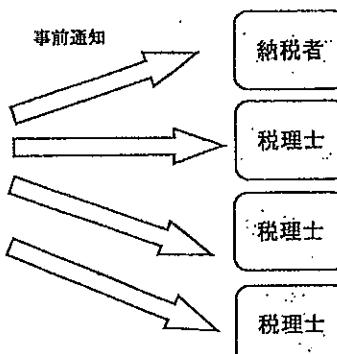
現状

- 納税者に複数の税務代理人が関与している場合、全ての税務代理人に対して事前通知を行っており、日程調整等に時間を要している。

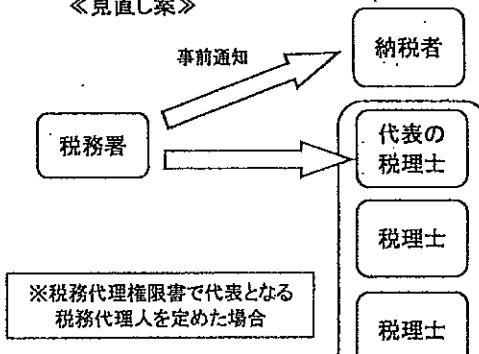
見直し案

- 複数の税務代理人が関与している場合に納税者が代表となる税務代理人を定めたときは、その代表となる税務代理人に事前通知すればよいこととする。

《現状》



《見直し案》



8 無申告加算税の不適用制度に係る期限後申告書の提出期限の延長（大綱 121 頁）

改 正 内 容	適用時期等
<p>期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税を課さないこととする制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限を、法定申告期限から1月以内（現行：2週間以内）に延長する。（通則法 66） （注）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。</p>	平成 27 年 4 月 1 日以後(附則 53)

自民党税制調査会資料

無申告加算税の不適用制度に係る期限後申告書の提出期限の延長（案）

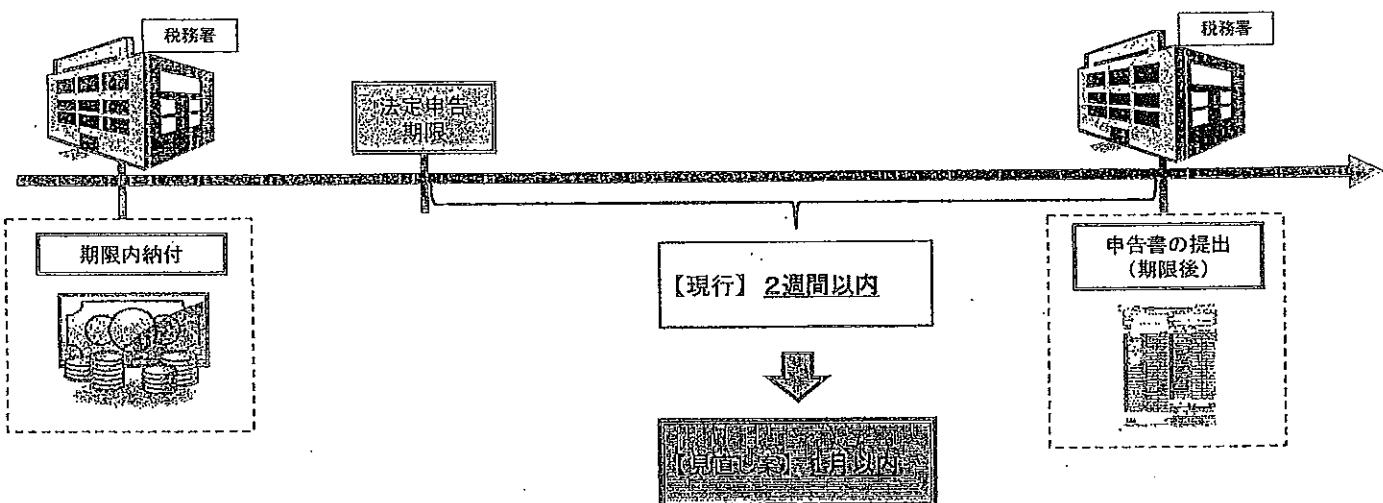
現行

- 法定申告期限内に申告書の提出がなかった場合においても、期限内に納付をしているなど申告期限内に申告する意思があったと認められるときには、申告期限後2週間以内に申告書を提出した場合に限り、無申告加算税(5%)を適用しないこととされている。

見直し案

- 無申告加算税の不適用制度について、その適用状況※などを踏まえ、当該制度に係る要件のうち、適用対象となる期限後申告書の提出期限を「2週間以内」から「1月以内」に見直すこととする。

※ 期限内納付があつた法人税に係る期限後申告事案（事業年度の終了が平成24年7月から平成25年6月までに終了した事案）のうち、2週間以内に期限後申告がされたものは72%、1月以内に期限後申告がされたものは92%であつた。



[7] 検討事項（大綱 124 項～127 項）

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- 2 医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。
- 3 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。
- 4 寄附金税制のあり方については、これまでの累次にわたる制度拡充の効果等を踏まえ、所得控除による対応を基本としている所得税において主要諸外国にはない税額控除の選択制がとられていること等も勘案しつつ、引き続き検討する。
- 5 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
- 6 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。
- 7 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

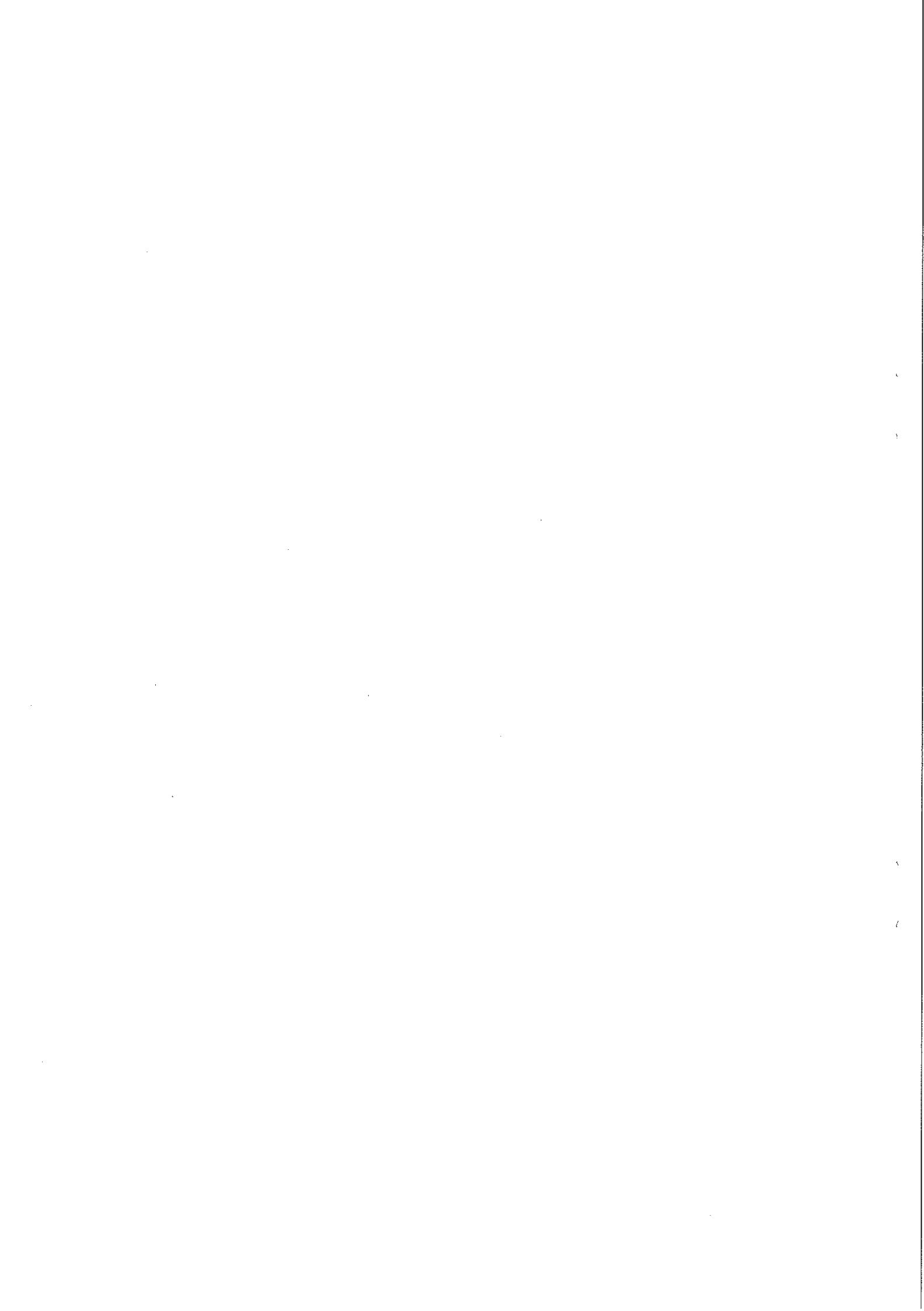
- 8 投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。
- 9 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置については、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的確保のために必要な措置の実現に向けた検討とともに、引き続き所要の検討を行う。
- 10 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるように、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。
- 11 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、今回の改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。
- 12 酒税については、同一の分類に属する酒類間における税率格差が、商品開発や販売数量に影響を与え、それがひいては、酒税の減収にもつながっている。このため、類似する酒類間の税負担の公平性の観点や厳しい財政状況、財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行うこととし、速やかに結論を得る。その際、税率構造の簡素化や各酒類の定義の見直し等も検討する。また、平成26年6月に、アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する。
- 13 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。
- 14 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関

し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

- 15 外国子会社合算税制のあり方については、航空機リース事業の取扱いを含め、BEP（税源浸食と利益移転）プロジェクトにおける国際的な税制の調和に向けた議論を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、引き続き検討する。
- 16 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。
- 17 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。
- 18 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。
- 19 利用の効率化及び高度化の促進が必要な農地に対する課税については、農地中間管理機構による事業の実施状況、制度・規制面での環境整備の状況、農地間の税負担の公平性等を勘案しながら、保有に係る課税の強化・軽減等の方策について、総合的に検討する。
- 20 今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。

[引用・参考文献]

- | | |
|---------------------------------|------------|
| 1 「平成 27 年度税制改正大綱」 | 自由民主党・公明党 |
| 2 「自由民主党税制調査会 小委員会資料」 | 自由民主党税制調査会 |
| 3 「税制調査会(平成 26 年度) 会議資料(第 10 回) | 税制調査会 |
| 4 「所得税法等の一部を改正する法律案要綱」 | 財務省 |
| 5 「参考資料」 | 財務省 |
| 6 「平成 27 年度税制改正の動向」 | 総務省 |
| 7 「平成 27 年度 経済産業関係 税制改正について」 | 経済産業省 |
| 8 「平成 27 年度 国土交通省税制改正概要」 | 国土交通省 |
| 9 「平成 27 年度 税制改正の概要」 | 厚生労働省 |
| 10 「平成 27 年度税制改正について」 | 金融庁 |
| 11 「質疑応答事例集」 | 国税庁 |
| 12 「税金を払わない巨大企業」富岡幸雄著 | 文芸新書 |



■編著者紹介

〔編著者〕

平川 忠雄 税理士法人 平川会計パートナーズ 代表社員
中央大学経理研究所講師、
(財)日本税務研究センター研究員、
日本税務会計学会顧問、
日本税理士会連合会全国統一研修会講師、
日本商工会議所事業承継対策特別委員会委員、
東京商工会議所税制委員会委員等を務める。

〔著 者〕

中島 孝一 税理士法人 平川会計パートナーズ・社員税理士
東京税理士会・会員相談室運営委員、日本税務会計学会副学会長

西野 道之助 税理士法人 平川会計パートナーズ・社員税理士
日本税務会計学会委員

税理士法人平川会計パートナーズ

〔事務所所在地〕

上野本社 〒110-0005 東京都台東区上野1丁目9番4号

千代田本部 〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号
TEL 03(3836)2751 FAX 03(3835)7471

大阪事務所 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトウビル3F
TEL 06(6282)1212 FAX 06(6282)1211

札幌事務所 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西3丁目1番地 敷島ビル611
TEL 011(252)5005 FAX 011(252)5006

税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士の報酬等を関与先の口座から引き落とし、税理士の口座へまとめて入金する税理士報酬専門の自動集金システムです。

税理士協同組合
だから安心

未収防止
業務負担の
軽減に効果

関与先1件から
利用できます

40th
報酬自動支払制度

ご利用
税理士事務所 17,100 事務所

信頼 No.1

全国の税理士先生と関与先から
高い信頼をいただいている。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

報酬自動支払制度



検索

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

NEW!

新生きるための
がん保険 Days

がん保険

新生きるためのがん保険 Days
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金は10年)

		Aプラン 入院給付金日額10,000円	
診断	給付金	1回限り がん 100万円	1回限り 上皮内 新生物 10万円
入院	給付金	1日につき 10,000円	
通院	給付金	1日につき 10,000円	
手術	治療給付金	1回につき 20万円	
放射線	治療給付金	1回につき 20万円	
三天治療		治療を受けた月ごと 10万円	乳がん・前立腺がんのホルモン療法のとき 治療を受けた月ごと 5万円
抗がん剤	治療給付金 ※会員登録登録料外	治療を受けた月ごと 10万円	治療を受けた月ごと 5万円

商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受け保険会社／アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストエストビル17階 AF271-2014-0181 10月8日(161008)

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 0120-922-752

URL http://www.nichizei.com/khd/

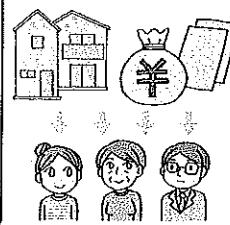
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

いよいよ平成27年から相続増税・・・

相続税や譲渡所得税の改正は遺産分割協議に大きな影響を与えます。

改正

- 基礎控除4割減
- 相続税率アップ
45%～50%～55%
- 相続財産にかかる
譲渡税アップ、
取得費加算の減少／当該
不動産割合のみ



相続税がナ...

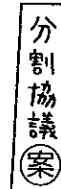
対策 分割協議前にご準備ください。弊社がお手伝いします。

*財産評価(広大地や鑑定評価等)を的確に!

*時価評価(売却価格)もマル秘見積りを!

*納付期日に間に合う売却計画と安全取引を!

(譲渡税納付後の最終手取り額も想定内に)



関与先に安心して
いただけるように
守秘厳守
コンプライアンス
等完備です。

何なりとご相談ください。

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の20%を紹介料として謹呈!

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL http://www.nichizei.com/nf/

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



10700005(06)



■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

安心療養サポート
(団体所得補償保険)

団体30%
割引適用



病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していく為の保険です。
入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長1年間補償タイプ、最長2年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい(中途脱退の場合、返れい金はありません。)
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談サービス付

生涯収入プロテクション
(団体長期障害所得補償保険)

- 病気やケガで働けなくなったとき、最長70歳までの収入を補償する制度です。
- 医師の指示に基づく自宅療養・一部復職時も補償されます。
- 精神障害の一部も補償します。

新・団体医療保険

- 病気・ケガでの入院補償(120日限度)+手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■税理士協同組合組合員の先生・
事務所勤務の皆さま専用



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」「契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受け保険会社／損害保険ジャパン・日本興亜株式会社 団体・公務開発部 第二課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6453 SINK14-07412 2014/08/27

「損害保険ジャパン・日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2011年9月1日に合併して誕生した会社です。

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL http://www.nichizei-net.com

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



10690040(05)